

HIGHEST CLASS
SM Note-Book

新憲法案

1945-46

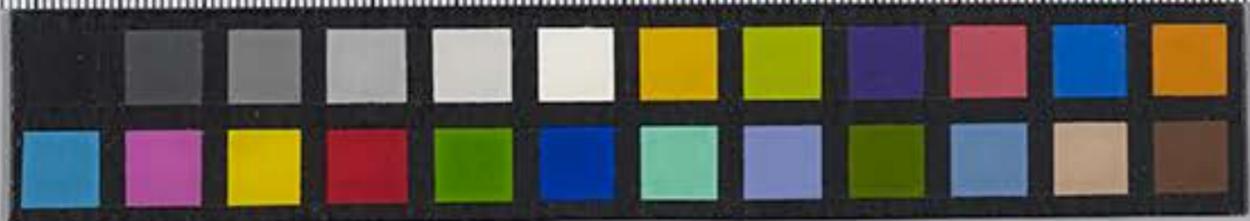
ナニ

Kyoto University

録登印書



Kyoto University



趣意文

1945年12月27日 = 発表セタ米英蘇三國
外相會議 = 開スル共同「コミュニケ」ハ、日本憲法
変革 = 関シ統治権及政府、變更トイフ指標ヲ明示シ、
且 联合国最高司令官、日本 = 対スル最高、命令権並 =
執行権ヲ再確認シタ。封建的諸勢力及侵略的軍國
主義者ノ誤レル指導 = コツテ不幸ナル状態 = 陥レラレタ吾々
日本國民ハ、終戦 = コツテ世界人類ノ正シキ歩 = 途加シ
真ノ平和 = 真實ニ得ル如ク自國ノ将来ヲ決定スベキ村会
ヲ与ヘラレタノデアルガ、此ノ事ガ日本憲法村構、根本的
變革ヲ必要トスルコトハ ^{現在テ、最早説明ヲ要セズ} 事實デアル。上、「コミュニ
ケ」ハ、コノ變革 = 関シ明確ニ指標ヲ与ヘルト同時、
若シ吾々ガコノ指標、含ム真理ヲ自覚ニ得ガル場合
= ハ之ヲ指導シ、又若シ、自覚内容ガ正道ヲ逸ス
ルトキハ之ヲ矯正シ、ソレガ幸 ~~ニ~~ 正シキ場合 = ハ
之ヲ助長スベキ責任ト自由ト有スル権力ヲ公認
シタ^{フケテ}デアル。

私ハ現在、米合衆國ガ人類史上曾ツテナキ善意アル
征服者タルコトヲ確信シ且、崇高ナル態度 = 対シテ
尊敬、念ヲ懐クガ故ニ、私ニトフテ次ノ如キ假定
ハ殆ンド無意味デハアルガ、若シ不幸 = シテ此ノ信念ト
尊敬トヲ失ハガレテ得ナイヤウノ事實ガ吾々ニ示カレル
時ガ来ルトシタラバ、将来ノ世界ハ正義ナキ闇黒ニ
閉ザサルベキ運命ヲソノ時ニ予約カレルテアラウ。



東洋文化の坩堝トシテ、^{多クノ}文化財ヲ火容融シ美ヲ結晶
ヲ作り来ツタコトハ「史」示ス所ナルガ、「アメリカ」合衆国ガ
西洋文化ノ粹ヲ聚メ、^ノ根柢タル科学精神ヲ以テ物復カヲ
遺恨ナク^便驅シ久シク東亞ノ防壁^ヲ破ラシメ日本ノ征服ヲ
成就シタトキ、奇シクモ日本ニ於テ^{四ノ}夫々異ルニ原ヨリ発スル
世界文明ノ悉皆伝来ガ成就シタトイフコトハ何ヲ暗示スル
モノテアラウカ。思フニ^無教ノ天体ハ^{ソノ}配列ト運動トニ於テ
秩序ヲ有シ、^天体ノ^一タル地球上ノ万物及^{ソノ}要素タル
原子ニ於テモ一定ノ秩序ガ認メラレテ^中ル。カク^ノ如ク宇宙
ノ万象ハ^不軌^ヲ多^ク、^中ニ秩序ヲ有シカ^ル秩序ト^一ニ統一
ノ保テ統一^ノ故ニ^無窮ナル。而モ不思議トコトニ至大ノ
天体極微ノ原子共ニ^ニツ^ノ中心ヲメグツ^テソノ統一ヲ保
ツモノト考ヘラレ、^{コノ}ニツ^ノ中心ノ中太陽又ハ陽子ト称セラル
ルモノハ一定ノ質量ト位置トヲ有スルモノト考ヘラレ^ルニ對シ
他ノ^一ツハ^多ク位置不定デアツテ別ニ名ヲセタズ、強行
名ヅケレバ^一無^ノ中心トモ云ハベキモノト考ヘラレ^ル。コノ
ニ中心ノ關係ト人向存在ニオケル精神ト物質トノ關係
トヲ考ヘ合セツ、東洋文化ノ久シク養ヒ来ツタ君主制ガ
一ヲ本位トスル^ニ於テ精神ニ通ジ、近代「^ロソフ」精神
ノ育テ来ツタ民主制ガ多ク本位トセル^ニ於テ物質ニ通ズ
ルコトヲ思フ^{トキ}、^ト暗示ノ内容ガ私ニハ理解
サレ来ルヤラニ思ハレ^ル。

諸外国ニ對シ恒久的ニ保障セラレ^ルガタメニハ、
憲法ニヨツテソレガ明確ニ規定カレ^ル條文化カ
レバ^トラヌ。吾々^ハ今ヲ^ヒト^シテ決定ヲ、正義ヲ重シ
平和ヲ愛好スル人類ノ名ニ於テ行フべき義務ト
光榮トヲ有スル^ニナル。吾々^ハ之ヲ拒否シ^テ辭退
シ^タスルコトハ不可能ナリ、又徒ニ之ヲ遲延ス
ルコトハ許サレ^ルイ。然ルニ^{コノ}義務ト光榮トヲ共ニ与ヘ
ンコトヲ約束スル「^ボッ^グム」ノ^米英^支三國宣言ヲ^各諸
國^ニテ^コリ^半才ニ重ニトスル今日、政府ハ^{聯合}國^ノ例
ニ^テ示^テ無^視シ^テ統治^權ニ^關スル^ニ從來ノ規定條項
ヲ固持シ、民向^例ニ^對シ^テ新^力ヲ^代入^スル^ニ見^ルハ政府
比^シテ^種々^ニ進歩的且民主的ナル^ニテ^ハ聯合諸國
國家^ノ構^造ニ^關心^ヲ盡^スル^ニ余^リ、我國^ノテ^安五^日民性
ニ^對シ^テ冷靜ナル^友者ト公平ナル^理解^ヲ示^スル^ニ要^ス
憲法改正ニ^關スル^ニ^諸君^ノ見^解ヲ^大ニ^要ス
政府^ノ民向^ニ共^ニ自己ノ立場^ニテ^世情^ニト^ラワ^レテ、
日本國ニ^於ケル民主主義ノ健全ナル^發展^ヲ助^カス
ベキ條件ニ^關スル^ニ公正ナル^檢討^ガ出^テ来^テキ^ヤラニ
思^ハレ^ル。余ハ法律學者^トテ政治家^トモ^ナイ^ガ、
真理ノ探究ニ志ス日本國民ノ一人トシテ、「ソノ義
學者^ハパリサイ人ニ勝ラズバ」トイフ^ニ固キ信念ノモトニ
「新日本憲法草案」ノ草ヲ起シ、ソレニ伴フ必然
的ナル責任トシテ「新皇室典範草案」ノ筆ヲ執
ルニ至^リタ^リナル^ニナル。

(終)

忍つて
今こそ人類、重大な審判の時デハカラウカ。
今こそ人類、最後トモイフベキ重大な審判の時
デアル。吾々ハ、人類、没落ト破滅トヲソノチ前
ニ救済セントシテ立上ツク「クリスト・イエス」ノ「天国
ハ近キタリ」トイフ最初ノ言教ノ言葉ヲ思ヒ
起シ、カノ山上ノ不滅ノ教ヘテ眞剣ニ心ノ中ニ
繰返スベキ時節ニ當リテキル。世界ノ人類ハ
如何ニ決意シ如何ニ行爲スルカニヨリテ、彼等
ガ現実ノ天国ニ生ラザルカ、又ハコノ世ノ地獄ニ
陥ルカ、何レカヲ選バネバナラヌ岐路ニ立ツテキル。
天国ハ地獄ト共ニ吾等ノ向近ニ近ツイテキルデアル。
シカモ現在世界人類ノ指導者タル價値トカトテ
有ル國民ノ決意及実行ガソノ主要ナル決定
要素タルコトハ云フ迄モナシ。サレバ日本國民ニ對シテ

私ハ聯合軍司令部「スポークスマン」ガ昨年
12月26日ノ定例日本新聞記者會談ニ於テ指擧
シタ如ク、或ル國家ガ民主主義的デアルカ否ハ
國王ノ有無ニハ關係ガナシト考ヘル。國王ヲ
存スルコトガ、カヘツテソノ國ノ歴史及國民性
見地カテ健全ナル民主主義ヲ助長スベキ可能性
ヲ一層確實ニ約束スルヤウナ場合ニハ、
國王ヲ存置スルコトハ望ムシクアララウ。
要ハ、吾々が健全ナル民主主義ヲ最も好キ條件
ノモトニ育成シ得ル國家村構ヲ自ラ決定スル
ニアル。シカモコノ決定ガ國民ニ對シテ又

諸外國ニ對シ恒久的ニ保障セラレガタメニハ、
憲法ニヨリテソレガ明確ニ規定カレ修文化セ
ネバナラヌ。吾々ハ今ヤ此ノ決定ヲ、正義ヲ重シ
平和ヲ愛好スル人類ノ名ニ於テ行フベキ義務ト
光榮トテ有スルデアル。吾々ハ之ヲ拒否シテハ辭退
シテスルコトハ不可能デアリ、又徒ニ之ヲ遲延スル
コトハ許サレナイ。然ルニコノ義務ト光榮ト共ニ与ヘ
ンコトヲ約束スル「プログラム」ノ米英支三國宣言ヲ受諾
シテヨリ羊毛ニ重ニトスル今日、政府ハ聯合國側リノ
教示ヲ無視シテ統治權ニ國スル統率ノ規定條項
ヲ固持シ、民間側リノ憲法改正意見ハ政府ニ對シテ
比シテ極メテ進歩的且民主的デアルガ、聯合諸國
國家村構ニ関心ヲ奪ハレル余リ、我國ノ歴史及國民性
ニ對シテ冷靜ナル反省ト公平ナル理解トヲ示サシメ、
憲法改正ニ關シテ政府ノ改定案ニ對シテ、
政府及民間共ニ自己ノ立場及世情ニトシテ、
日本國ニ於ケル民主主義ノ健全ナル發展ヲ助長ス
ベキ條件ニ關スル公正ナル檢討ガ出来テナクハ
思ハレル。私ハ法律學者デ非政治家デモナイガ、
眞理ノ探究ニ志ス日本國民ノ一人トシテ、「ソノ義
學者パリサイ人ニ勝ラズバ」トイフ固キ信念ノモトニ
「新日本憲法草案」ノ草ヲ起シ、ソレニ伴フ必然
的ナル責任トシテ「新皇室典範草案」ノ草ヲ執
ルニ至ツタシテナラヌ。

(終)

Kyoto University

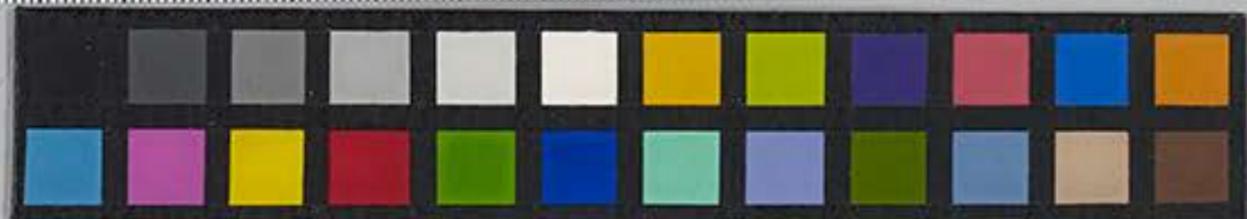
* 完全ナル支配権ヲ有スル 联合国最高司令部ハ、
 日本国民ガ現在要スルカレテキル 重大ナル決意ト行爲
 トニ關シテ、^{日本国民ヲ含ム全} 世界人類ノ各々^{ニ對シテ} 義務ト使命
 トヲ有スルコトハ 當然ニテ^ハ ヲケテ^{アル}。

ソノ昔「チグリス」・「イユフラテス」ノ河川ニ興ツタ
 「バビロン」王国・「エジプト」王国
 ハ共ニ「ペルシヤ」帝国ノ征服スル所トナリ、
 「マケドニヤ」国王「アレクサンダー」ノ遠征軍ニヨツテ
 征服セラレ、新興「ローマ」帝国ガ興^テ 隆^ニ 昇^リテ^ハ
 「マケドニヤ」モ遂ニソノ傘下ニ入リ、強盛「ローマ」帝国
 モ亦「ゲルマン」民族ノ大移動ニヨリ打撃ニヨツテ
 崩壊シ、一途ヲ辿リ、「ヨーロッパ」ノ地ハヤガテ「ゲルマン」
 ノ世界トナリ、諸葛藤ノ末「フランク」抬頭シ、
 同ニツタル世界大戦ヲ經テ「アングロ・サクソン」ノ征覇
 トナツタ。斯様ニ征服ノ「史」ヲ經テ西洋文化ハ、
 「エジプト」・「メソポタミヤ」ノ源ヨリ地中海ヲ渡リ
 「ヨーロッパ」大陸ヲ經テ大西洋ヲ渡リ今ヤ「^北ユー
 イングランド」ヲ經テ北「アメリカ」ノ大陸ヲ越エ、太平洋
 ノ彼方ヲ眼差シテキル。一方「ガンヂス」・「インダス」ノ
 流域ニ芽生エタ印度文化ハ、^{黄河中流}ニ興ツタ
 支那文化ト共ニ支那大陸ヲ截ギリ朝鮮半島ヲ經テ
 日本^ニ 傳^ヒテ^ハ 我日本^ニ 依^リテ^ハ 日本ガ從來
 (裏ニツバク)

思フニ
 今コソ人類ノ重大ナル審判ノ時デハナカラウカ。
 今コソ正ニ人類ノ最後トモイフベキ重大ナル審判ノ時
 デアル。吾々ハ、人類ノ没落ト破滅トナソノ寸前
 ニ救済セントシテ立上ツタ「クリスト・イエス」ノ「天国
 ハ近ヅキタリ」トイフ最初ノ言説ノ言葉ヲ思ヒ
 起シ、カノ山上ノ不滅ノ教ヘヲ眞劍ニ心ノ中ニ
 繰返スベキ時節ニ當^リテ^ハ 當^ルニ^テキル。世界ノ人類ハ
 如何ニ決意シ如何ニ行爲スルカニヨツテ、彼等
 ガ現實ノ天国ニ生ヲ享^フルカ、人ハコノ世ノ地獄ニ
 墮ルカノ何レカヲ選^ビバ^ネバ^ナラ^ズ山^ノ岐^ニ立^ツテ^ハキル。
 天国ハ地獄ト共ニ吾等ノ同^ニ近^ニニ^テキル^テアル。
 シカモ現在世界人類ノ指導者タル價値トカトヲ
 有スル國民ノ決意及実行ガソノ主要ナル決定
 要素タルコトハ云フ迄モナ^イ。サレバ日本國民ニ對シ^テ *

私ハ聯合軍司令部「スポークスマン」ガ昨年
 12月26日ノ定例日本新聞記者會談ニ於テ播揚
 シタ如ク、或ル國家ガ民主主義的ナルテアルカ否カハ
 國王ノ有無ニハ關係ガナ^イト考ヘ^ル。國王ヲ
 存スルコトガ、カノソノ國ノ歴史及國民性
 見地カ^ラ 健全ナル民主主義^ノ 助長^スベキ可能性
 ヲ一層確實ニ約束スルヤウナ場合ニハ、
 國王ヲ存置スルコトハ望^ムコ^トス^ラアル^テアラ^ウ。
 要ハ、吾々が健全ナル民主主義ヲ最モ好キ條件
 ノモトニ育成シ得ル國家村構ヲ自ラ決定スル
 ニアル。シカモコノ決定ガ國民ニ對シ又

Kyoto University



新日本憲法私案

I. 天皇

1. 日本國ハ一系、天皇之ニ君臨ス
2. 日本國皇位ハ皇統ニシテ男系、男子之ヲ繼承ス
3. 皇位ハ皇長子ニ伝フ
4. 皇長子ナキトキハ皇長孫ニ伝フ
皇長子及ソノ子孫皆ナキトキハ皇次子及ソノ子孫ニ伝フ
以下皆之ニ例ス
5. 皇子孫、皇位ヲ繼承スルハ女嫡出ヲ先ニス
皇庶子孫、皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆ナキトキニ限ル
6. 皇子孫皆ナキトキハ皇兄弟及ソノ子孫ニ伝フ
7. 皇兄弟及ソノ子孫皆ナキトキハ皇伯叔父及ソノ子孫ニ伝フ
8. 皇伯叔父及ソノ子孫皆ナキトキハ最近親、モニ伝フ
9. 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
10. 皇嗣精神ニシテハ身体ノ重患アリ、重大ノ事故アルトキハ皇會議、審議ヲ經、議會ノ協賛ヲ以テ皇嗣ニ讓位ス

以テ天皇精神ニシテハ身体ノ重患ヲ得、重大ノ事故ヲ
 皇會議、審議ヲ經、議會ノ協賛ヲ以テ皇嗣ニ讓位ス。

II. 天皇崩ズルトキハ皇嗣即チ踐祚ス

來高調査表

正9年9月21日調査 第11回

回数	員數	來高金額	前回迄出高金額	員數	來高金額	總出高金額	員數	來高金額	殘高金額
1	186	8,760	306,000	170,000	306,000	170,000	186	8,760	
2	582	23,280	306,000	170,000	306,000	582	23,280	23,280	
3	30,000	30,000	306,000	170,000	306,000	30,000	30,000	30,000	
4	1,000	2,730,000	234,000	180,000	234,000	201,000	26,130,000	26,130,000	
5	2,421,487	2,421,487	194,6595	195,000	194,6595	242,000	2,468,082	2,468,082	
6	33,400	3,340,000	3,340,000	33,400	3,340,000	53,400	3,340,000	3,340,000	
7	87,660	3,922,786	3,922,786	87,660	3,922,786	87,660	3,922,786	3,922,786	
8	1,800	90,000	108,000	1,800	108,000	5,300	198,000	198,000	

1914 (大正3) 第一次世界大戦

1918 (大正7) 終

1929 (昭和4) 世界恐慌

1933 (昭和8) F. ルーズベルト就任 (3月)

ヒトラー内閣成立 (1月)

日本国防陸海軍同盟ヲ月見退ス (3, 27)

1917 レーニン

ソビエト
政府成立

1922

ソビエト
社会主義
共産党
成立

1894

日清W.

1897

ニコニコ 無線電信發明

1898

米西W. 米、ハワイ、フィリピン併合

1902

日英同盟

口俾宣言

独埃伊三口同盟 更新

1903

ライ兄弟Vヲ發明

1904

日口W.

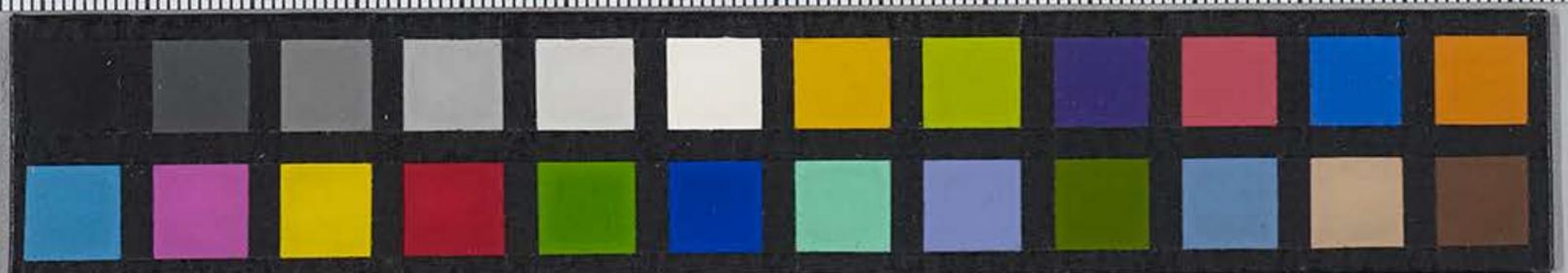
1905

日英同盟ヲ更新

1909

米 V.S.A. 西印、排日運動

Kyoto University



① 日支戦争、原因と~~戦~~得失

嘉永6年() ペリー-浦賀=開港、茶銀子ハリス下田到着

文化元年() 長崎開港
7ヶ年-4ヶ年 長崎

安政5年 - 修船調印

憲政時代

- 1. ペリー-幕府元 - 大政奉還 14年内
- 2. 明治維新 - 明治天皇前年 - 45年内

憲法公布、日清、日露戦

日韓合併

- 明治
- i. 皇政復古、大号令 - 廢藩置縣(明4) 維新
 - ii. 憲法公布(明22) 憲政開始
 - iii. 天皇前年(明45) 日露戦

3. 大正時代

歐洲大戰の中心に、6ヶ年日露、
2ヶ年日韓、一ヶ年

4. 3. 日露戦争、侵略時代

日清、日露、歐洲大戰
滿洲子奪、ロシア子奪、
太平洋戦争、

4. 昭和維新

南北戦争終結、1865
2538

工事出來高調査表

餘水路 川口第貳水力工事 大正9年9月21日調査 9月分 第4回

種目	豫算		摘要	單位	單價	今回出來高		前回迄出來高		總出來高		殘高金額
	員數	金額				員數	金額	員數	金額	員數	金額	
取				坪	0.000	5.000	50.000	20.000	200.000	25.000	250.000	
混			1.3.6.	寸	47.000	1.000	47.000			1.000	47.000	
石				寸	40.000	500	20.000			500	20.000	
578.800 117.100 200.000 317.100 20.700												

南海水力電氣株式會社

Kyoto University



新日本憲法私案

I. 天皇

1. 日本國ハ一系、天皇之ニ君臨ス
2. 日本國皇位ハ皇統ニシテ男系、男子之ヲ繼承ス
3. 皇位ハ皇長子ニ伝フ
4. 皇長子ナキトキハ皇長子孫ニ伝フ
皇長子及ソノ子孫皆ナキトキハ皇次子及ソノ子孫ニ伝フ
以下皆之ニ例ス
5. 皇子孫、皇位ヲ繼承スルハ女嫡出ヲ先ニス
皇庶子孫、皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆ナキトキニ限ル
6. 皇子孫皆ナキトキハ皇兄弟及ソノ子孫ニ伝フ
7. 皇兄弟及ソノ子孫皆ナキトキハ皇伯叔父及ソノ子孫ニ伝フ
8. 皇伯叔父及ソノ子孫皆ナキトキハ最近親、モニニ伝フ
9. 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ女嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
10. 皇嗣精神ニシテハ身体ノ重患アリ、重大ノ事故アルトキハ皇室會議、審議ヲ經、議會、協贊ヲ以テ前教條ニヨリ繼承、順序ヲ~~ハ~~換フルコトヲ得

ハ大天皇精神モシテハ身体ノ重患ヲ得、重大ノ事故ヲ~~ハ~~皇室會議、審議ヲ經、議會、協贊ヲ以テ皇嗣ニ讓位ス。

11. 天皇崩ズルトキハ皇嗣即チ踐祚ス
13. 天皇ハ國家ノ良心ナリ 詔勅ヲ以テ之ガ表示ヲ行フ
(註) 詔勅ヲ發布、大權ハ政府、議會又ハ國民一般ニ對スル國家良心ノ表示ニ關係シ、主トシテ對內的意義ヲ有ス。
14. 天皇ハ外ニ對シ國家ノ信義ヲ代表ス
(註) 27. 「條約締結ノ規定」ニ應ズ。
15. 天皇ハ儀禮ニ關シ國家ヲ代表ス
16. 天皇ハ國民ノ榮譽及恩典、源泉ナリ
(註) 28. 「榮譽授与ノ規定」及 29. 「大勲章授与ノ規定」ニ應ズ。

II. 政府

17. 日本國ハ天皇ノ委任ニヨリ執政之ヲ統治シ、ノ責ニ任ズ
18. 執政ハ法律ノ定ムル所ニヨリ公選セラル天皇之ヲ任命ス
19. 執政ハソノ任期ヲ^四四年トシ法律ニ~~テ~~定ムル國民投票ニヨリ不信任ヲ蒙リタルトキハ議會モシテハ議會ノ常置委員會^ト奏シニヨリ勅命ヲ以テソノ職ヲ免セラルルコトアルベシ
20. 執政ハ國務大臣ヲ任命シ政府ヲ組織ス
21. 政府ハ議會、協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
22. 政府ハ法律ヲ裁可シソノ公布及執行ヲ命ズ

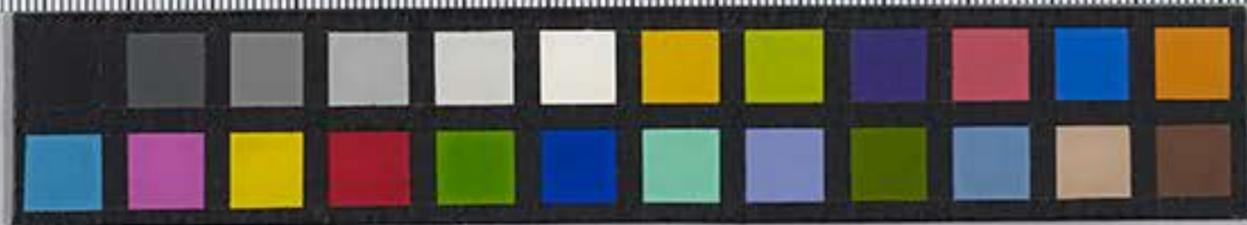
及会期

- 23 22. 政府ハ 議會ヲ召集シ、閉會閉會停會ヲ命ズ
- 24 23. 政府ハ 議會^{衆議院}、解散ヲ命ズルコトヲ得 - 12
~~衆議院~~ 解散 = 反対ノ意ヲ表明スルトモ、
 法律ニ定メタル國民投票ニ向ヒ可否ヲ決スベシ
- 25 24. 政府ハ 公共、安全ヲ保持シ又ハ、災厄ヲ避
 クルタメ 緊急ノ必要ニ依リ 議會^{衆議院}中議會、常置
 委員會、協賛ヲ經テ法律ニ代ルベキ命令ヲ發ス
 ツノ命令ハ次ノ会期ニ於テ議會ニ提出スベシ モシ
 議會ニ於テ承認セザルトキハ 政府ハ 嚮後、
 交力カヲ失フベキコトヲ公布スベシ
- 26 25. 政府ハ 官吏ヲ任免シ又 議會、協賛ヲ以テ行政
 各部、官制及官吏、俸給ヲ定ム
 但シ此~~レ~~コ、憲法又ハ他、法律ニ特例ヲ掲ゲタル
 モ、ハ各々ソノ條項ニヨル
- ~~26 政府ハ 戒嚴ヲ命ズ~~
~~戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム~~ - 2
- 27 26. 政府ハ 議會、協賛ヲ經テ 天皇、名ニ於テ
 諸般ノ條約ヲ締結ス - 5
- 28 27. 政府ハ 天皇、名ニ於テ 法律ニ定^メル所^ノ榮
 譽ヲ授ケス - 8
- 29 28. 政府ハ 議會、協賛ヲ經テ 天皇、名ニ於テ
 大赦、特赦、減刑及復権ヲ命ズ - 10

III. 國民ノ權利義務

- 30 29. 日本國民タルノ要件ハ 法律ニ定ムル所ニヨル
- 31 30. 國民ハ 政府ノ公布シコ、憲法ニ背キセザルヲ要スル
 現行ノ法令ニ從フベキ義務ヲ有ス
- 32 31. 國民ハ 法律ニ定ムル所ニ從ヒ 勞務ノ義務ヲ有ス
- 33 32. 國民ハ 法律ニ定ムル所ニ從ヒ 納税ノ義務ヲ有ス
- 34 33. 國民ハ 法律ニ定ムル裁判官ノ裁判ヲ受クル權ヲ
 奪バハルルコトナシ
- 35 34. 國民ハ 法律命令ニ定~~ム~~メタル資格ニ應ジヒトシテ
 國家、公務及官吏ノ職ニツクコトヲ得
- 36 35. 國民ハ 別ニ定ムル規程ニ從ヒ 政府及議會ニ對シ
 請願^文ハ 建議ヲナスコトヲ得
 (註) 國民一般ノ 官吏ニ對スル 公訴ハ 議會ヲ通ジ
 テ行ハル得ベク、行政裁判ハ之ニヨリテ 必然的
 ニ公正ナラシメラルベシ。
- 37 36. 國民ハ ソノ 所有權ヲ 侵サレルコトナシ
 公益、タメニ必要ナル處分ハ 法律ニ定ムル所ニ依^ル
- 38 37. 國民ハ 法律ノ 範圍内ニ於テ 居住言論著作印行
 集會結社及信教ノ自由ヲ有ス
- 39 38. 國民ハ 法律ニヨ~~リ~~ラズシテ 逮捕監禁審問
 處罪、住所、侵入モ^レハ 搜索ヲ受ケ及 信書
 秘密ヲ 侵サレルコトナシ

Kyoto University



IV. 議會

- 39. 議會ハ衆議院參議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
- 40. 兩議院ハ法律ノ定ムル所ニヨリ公選セラル
- 議員ヲ以テ組織ス
- (註) 衆議院 議員ノ選挙ハ比例代表制ニヨリ
- 參議院 議員ノ選挙ハ并立代表制ニヨリ
- 成リ
- 41. 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ズ
- 42. スベテ法律ハ議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス
- 43. 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ
- 及至々法律案ヲ提出スルコトヲ得
- 44. 衆議院ニ於テ否決タル法律案ハ同會期中ニ
- 兩院ニ提出スルコトヲ得ズ
- 45. 衆議院ヲ通過セル議案ニシテ參議院ノ修正
- モシテハ否決ヲ受ケタルモノハ衆議院ノ再議ニ附シ
- 出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ再議可決
- カレタル時ハ先ノ修正モシテハ否決ハソノ効力
- ヲ失フ
- 46. 兩議院ハ法律又ハソノ他ノ事件ニツキ各々
- ソノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得
- 47. 兩議院ハ各々皇室會議ニ建議スルコトヲ得
- 48. 議會ハ統治權ノ行使ニ關シ政府及官吏ニ
- 對スル公訴ヲ提議スルヲ得
- 之ガ審理ハ國事
- 裁判所ニ行フ

- 52. 議會閉會中ハ常置委員會ヲ設キ
- 議案ノ研議
- ヲ准行ス
- 49. 議會ハ毎年之ヲ召集ス
- 50. 議會ハ三月ヲ以テ會期トス
- 51. 議會中ハ常置委員會ノ
- 職務ヲ准行ス
- 52. 政府ハ必要ト認メラルル場合ハ議會ノ協賛ヲ經テ
- 會期ノ延長ヲ命ズベシ
- 53. 臨時緊急ノ必要アルトキハ臨時會ヲ召集スベシ
- 臨時
- 會ノ會期ハ議會ノ協賛ヲ以テ政府ニ定ム
- 法律ニ定ムル國民投票ニ向ヒ可決セラルトキハ議會
- ノ協賛ヲ要セズ
- 54. 議會ノ閉會閉會停會會期ノ延長ハ兩院同時ニ
- 行フベシ
- 55. 衆議院ノ解散ヲ命ジタルトキハ政府ハ新ニ議員
- ヲ選挙セシメ解散ノ日ヨリ五月以内ニ之ヲ召集ス
- ベシ
- 56. 兩議院ハ各々ソノ總議員三分ノ一以上出席スルニ
- テ議決ヲナスコトヲ得
- 57. 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス
- 可否同數
- ナルトキハ議長ノ決スル所ニヨリ
- 58. 兩議院ノ會議ハ公開ス
- 59. 兩議院ハソノ憲法及議院法ニ據リテ
- 内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得
- 60. 衆議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見
- 及表決ニツキ院外ニ於テ發表ヲ得
- 但シ議員自ラソノ言論ヲ演說刊行筆記又ハソノ

Kyoto University



他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニヨリ
處分セラルベシ

60. 林 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患
61 =關スル罪ヲ除クホカ會期中ノ、院ノ許諾
ナクシテ逮捕セラルルコトナシ

62. 政府及政府委員ハ何時タリトモ各議院
=出席シ及發言スルコトヲ得

V. 司法

63. 司法權ハ政府ノ委任ニヨリ法律ノ定ムル所
64 =從ヒテ裁判所之ヲ行フ

65. 大審院ハ最高ノ司法機關ニシテ一切ノ下級
66 司法機關ヲ監督ス

67. 大審院長ハ法律ノ定ムル所ニヨリ公選セラレ
68 政府ニテ任命ス

(註) 大審院長公選ノ方法ハ現狀ニ於テハ
執政公選ノ場ニ於テ異レルヲ可トスルガ如シ

69. 大審院長ハ國事裁判所長ヲ兼ス

70. 大審院長國事裁判所長ノ任期ハ四年トス

71. 但シ法律ニ定メタル國民投票ニヨリ不信任ヲ
72 票決セラルトキハ議會ノ協賛ヲ以テ政府
73 之ヲ免ズベシ

74. 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具スル者
75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

79. 同ノ裁判所ニ政府及官廳ニ對スル議會ノ公訴
80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

69. 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス

70. 但シ法律ニヨリ 對審ノ公開ヲ止ムルコトヲ得
71. 特別裁判所ノ管轄ニ屬スベキモノハ別ニ法律ヲ
72 以テ之ヲ定ム

73. 行政官廳ノ違法處分ニ對スル訴訟ニシテ法律
74 =定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スベキモノハ、
75 司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニテラス

VI. 會計

76. 國ノ歲出入ハ各會計年度毎ニ予算ニ規定シ會計年度
77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100
ノ開始前ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

80. 衆議院ノ承認ヲ經タル予算ノ項目及金額ニ關シ
81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100
參議院之ヲ否決スルヲ得ス

84. 事業會計ニツイテハ毎年事業計畫書ヲ提出シ
85 議會ノ承認ヲ經ベシ

86. 特別會計ハ事業會計ニツイテ之ヲ設クルヲ得

87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.
90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.
91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.
92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.
93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.
94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.
95. 96. 97. 98. 99. 100.
96. 97. 98. 99. 100.
97. 98. 99. 100.
98. 99. 100.
99. 100.

96. 97. 98. 99. 100.
97. 98. 99. 100.
98. 99. 100.
99. 100.
100.

99. 100.
100.

100. 皇室經費ハ毎年議會ノ承認ヲ經テ國庫ヨリ之ヲ支出ス
101. 歲入歲出ノ決算ハ會計検査院ノ検査ヲ經タル後
102 政府ハ之ヲ檢査報告ト共ニ之ヲ次ノ會計年度ニ議會
103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120
ニ提出スベシ

會計検査院、組織及権限ハ法律ヲ以テ
之ヲ定ム

VII. 補則

79 将来コ、憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アル
トキハ、天皇皇室會議ノ審議ヲ經テ、議案
ヲ議會ノ議ニ付シモシクハ、法律ニ定メタル
國民投票ニ向ヒテ、可決ヲ得テ議會議案
ヲ上奏シ、夫々協賛モシクハ、裁可ヲ以テ之ヲ
行フベシ
前項夫々ノ場合ニ於テ、兩議院ハ各々、
總議院ニ分、ニ以上出席スルニアラザレバ
議事ヲ行フコトヲ得ズ、出席議員三分、ニ
以上ノ多数ヲ得ルニアラザレバ、改正ノ議決
ヲナスコトヲ得ズ

(終)

新皇室典範私案

一. 皇室

1. 皇室トハ、天皇太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃
皇太孫皇太孫妃、親王親王妃内親王ヲイフ
2. 信者嗣トタル皇子ヲ皇太子トス、皇太子ナキトキハ、信者嗣タル
皇孫ヲ皇太孫トス
3. 皇子ヨリ皇孫ニ至ルマデハ、男子ヲ親王、女子ヲ内親
王トス
4. 天皇支系ヨリ入リテ、天統ヲ承ケルトキハ、皇兄弟姉妹
タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス
5. 天皇及皇太子皇太孫ハ、滿十八年ヲ以テ成年トス
前項ノホカ、皇室ハ、滿二十年ヲ以テ成年トス
6. ~~天皇~~ ~~皇室~~ハ、~~天皇~~ ~~皇室~~ヲ監督ス
7. 皇室男女幼年ニシテ父ナキ者ハ、宮内ノ官僚ニ命ジ
保育ヲ掌ラシム、事宜ニヨリ天皇ハ、ノ、父母ノ選挙セル
後見人ヲ認可シ、又ハ之ヲ勅選ス
8. 皇室ノ後見人ハ、成年以上ノ皇室ニ限ル
9. 皇室ノ婚嫁ハ、勅許ニコル
10. 皇室ハ、養子ヲナスコトヲ得ズ
11. 皇室ハ、國境ノ外ニ旅行セントスルトキハ、勅許ヲ
請フベシ
12. 皇室女子ノ臣籍ニ嫁シタルモノハ、皇室ニアラス
13. 皇室ノ臣籍ニ入りタル者ハ、コノ典範ニ定ムル者

ヲ除キ皇室=復スルコトヲ得ズ

(註)此、典範=定ムル者トハ臣籍=アリテ
皇統ヲ受ケタル天皇・及ソノ皇后、皇太后、
太皇太后皇兄弟姉妹 モシ親皇統ヲ
受ケル以前=儲君ヲアラバ皇太子等ヲイフ。

- 14. 皇室、誕生命名婚嫁薨去及臣籍編入
ハ宮内大臣之ヲ公告ス
- 15. 皇統譜及前條=1項スル記録ハ圖書寮
ニ於テ尚藏ス

II. 皇室會議

- 16. 皇室會議ハ成年以上ノ皇室ヲ以テ組織シ
宮内大臣大審院長ソノ他勅命=ヨリテ
指定セル者ヲ以テ發列セム
- 17. 皇室會議ハ天皇親臨ノモト=之ヲ行フ
天皇止ムヲ得ガハ事故アリテ親臨不可能ナル
トハ議長ヲ勅定シ之=審議ノ主裁ヲ委任ス
- 18. 皇室會議ハ皇室事務 議會、上奏文及建議文
ハ他ノ重要ナル國事=關シ審議ス
及皇室事務

III. 宮内大臣

- 19. 宮内大臣ハ宮内省官制ノ定ムル所=ヨリ皇室
一切ノ事務=關シ天皇ヲ輔弼シソノ責=任ス
- 20. 宮内大臣ハ議會ノ上奏文及建議文ヲ受理シ

之ヲ皇室會議=提出スベシ

- 21. 宮内大臣ハ議會ノ推挙=ヨリ天皇之ヲ任命シ
皇室會議ノ審議ヲ經テ勅命=ヨリ之ヲ免ス

IV. 太傅

- 22. 太傅ハ天皇未ダ成年=達セザルトキ之ガ保育ノ任
=當リ重要ナル國事=關シ天皇ヲ輔弼シソノ
責=任ス
- 23. 太傅ハ議會ノ協賛ヲ以テ皇室會議之ヲ任免ス

V. 皇室訴訟及懲戒

- 24. 皇室相互ノ民事訴訟ハ勅旨=ヨリ宮内省=於テ
裁判員ヲ命ジ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス
- 25. 皇室=アザガル國民ノ皇室=對スル民事訴訟ハ
東京控訴院=於テ之ヲ裁判ス
- 26. 皇室ソノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室=對シ
忠順ヲ缺クトキハ皇室會議ノ審議ヲ經テ勅旨
ヲ以テ之ヲ懲戒シソノ重キハ皇室ノ特權ノ一部
又ハ全部ヲ停止シモシカハ剝奪スベシ
前項=ヨリ特權ヲ剝奪サレタル皇室ハ皇室會議
ノ審議ヲ經テ勅旨=ヨリ臣籍=編入スルコトアル
ベシ
前項=ヨリ臣籍=編入サレタル者ノ妻ハソノ家=
入ル

27. 皇室財産ノ所行アルトキハ皇室會議ノ審議ヲ經勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シソノ管財者ヲ任ズベシ

VI. 皇室會計及財産

28. 皇室經費ノ予算決算概算及ソノ他ノ規則ハ會計法ノ定ムル所ニヨル
29. 皇室ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムベシ
30. 世傳傳料ニ編入スル土地物件ハ皇室會議ノ審議ヲ經議會ノ協賛ヲ以テ之ヲ勅定シ官功大臣之ヲ公告ス

VII. 補則

31. 將來ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スルニ必要アルトキハ皇室會議ノ審議ヲ經議會ノ協賛ヲ以テ之ヲ勅定スベシ
32. 皇室ノ身位ソノ他ノ权義ニ關スル規程ハコノ典範ニ定メタルモノノホカ別ニ之ヲ定ム皇室ト皇室以外ノ國民トニ涉ル事項ニシテ各通用スベキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規定ニヨル
33. 法律命令中皇室ニ適用スベキモノトシタル規定ハコノ典範又ハ之ニモトツキ發スル規則ニ別條ノ規定ナキトキニ限り之ヲ適用ス

(終)

附屬文^{第一}. 私家ノ立場

(イ) 新日本憲法私家ノ立場

- ① 天皇ガ統治權ノ主体タルコトハ不変デアリガ統治權ノ行使ハ一切之ヲ政府ニ委任スベキコトヲ明~~ニ~~^確定シ國体ノ平復ハあくまで確保シソノ民主的共和制ノ長所ヲ取入レテ天皇制ニ適用ノ可能性ヲ**根絶**~~シ~~ス。國家統治ガ公明ニ且健全ニ行ハレ得ルヤウニ特~~ニ~~留意シタ。
- ② 統治權行使ノ全權ヲ有スベキ政府ノ首班トシテ大統領ニ匹敵スベキ權限ヲ有スル執政(Dictator)ナル職ヲ設ケテ~~之ヲ大統領ニ全權ニ公選トシ~~尚議會又國民一般ノ政府ニ對スル監督權及否認權ヲ規定スルコトニヨツテ政府ガ國民ノ自由ナル意志ノ表示ニヨツテ決定サレ且支持サレルコトヲ保障シタ。カクテ君主制的天皇制ト共和制の大統領制トノ本質ヲ共ニ生カシテ一ヲ國家統一ノ倫理的理想的中心理想的道義ノ中心トシ他ヲ實際的政治ノ中心トスル。新~~國家~~國家體制ヲ確立セ~~トシ~~タ。之コソ日本ニオケル東西兩文化ノ系統トイフ~~現世界狀況~~^{現在傾向ト將來使命}ニ應ズル~~唯一ノ解決方~~^{最適當國家機構}イカト思フ。又之ハ附屬文三ニ示ス如ク我國ノ歴史ニ照レテモ何等國体

政治家がホッ出来上ツタトキ、軍閥財閥ト
 近代國家建設ノ足場ヲ取拂ハレタ
 事トハ誠ニ意義深イコトト覺ハレル。
 私ハカハル大局眼ノモトニ、近代欧米諸國
 ノ合理主義ニ立脚スル民主的共和制ト
 東洋古來ノ道義精神ニ基ク徳治的王道政治
 トヲ兼スル民主的王道政治ノ理想ニ則リ
 以テ我國體ノ本質ヲナス一系ノ皇統ヲアツテ
 奉護スル所ノ新平和國家體制ノ確立ヲ
 期シ、從來ノ憲法ニ於ケル統帥編成・
 戒嚴・宣戰媾和等ノ大權ニ相當スル規定
 一切撤廢スルコトニシテ

規定ハ、將來國民ノ快樂ニ決定スルキ

向題トシテ法律ニ委ネテ

- ①⑥ 兵役ノ義務ニ代ヘ國民ハ勞役ノ義務ヲ引受ケルコトニシテ。之ハ新日本建設ノ原動力トシ、且將來ニ於ケル健全ナル國家發達ノ基礎條件ヲナステアラウ。
- ②⑦ 國民ノ請願ハ、~~統制權行使ノ全權ヲ有スル政府ニ對シテ、之ヲ行ヒ得ルヤ否ニ規定シ~~
- ③⑧ 天皇及ソノ母胎タル皇室ヲ除キ政治ニ對スル一切ノ特權ヲ撤廢セントスル立前カラ、貴族院ヲ廢シ、之ニ代フルニ各種職業並ニ階層ノ職能代表者^{（新代表）}ヲ以テシ、而シテ衆議院ヲ之ニ對シテ優位トラシメタ。
- ④⑨ 議會閉會中ハ常置委員全ヲ置キ議會ノ職責ヲ履行セシムルヤ否ニテ審議期間ノ短キヲ補フコトニシテ
- ⑤⑩ 樞密顧問官ハ從來ノ天皇制費用ノ事實ニ鑑ミ^{（徹底的削減）}當然ノ措置トシテ撤廢シ、大樞事項ノ~~海軍~~大權ニ伴ヒ大ニ^{（徹底的削減）}削減サレタソノ職責ヲ皇室會議ニ委ネルコトニシテ
- ⑪⑪ 司法權ハ政府ノ委任ニヨリテ獨立ニ行ハレ、最高司法機關ヲ大審院トシ、大審院長ハ公選トシテ
- ⑫⑫ 會計ニ關シテハ高野代等ノ民間憲法研究会ニヨリ発表サレタ案ヲ全面的ニ採用シテ

国柄アリ、
 採用シタ近代
 主義ハ、如何ナル
 思想ニ及ケル
 冒瀆セルモノテ
 深ク東洋ノ位
 取入レ、ソコニ
 如何ナル、何
 スベキ事態ニ
 合軍ニヨツテ
 洋文化ノ
 以テ、侵略
 散ル、事實ハ
 國本来、姿
 ル。然レテ
 ナリ決シテ
 兵ノ指導者
 米文化ヲ
 分ナル捕取
 セルモノテアル
 ンアリガ
 弗ハレネバ
 迎ハ容レル

ト抵触スル^{コト}ナク、寧ロ丁史ノ現段階ニ
 才行我國皇位ノ特色ヲ最モコク發揮シ
 得ル^{モノト爲シテ}所^{ニテ}國^體制^ヲ示ス^ル。國史
~~内的必然ト世界史ノ要ヲトテ~~
~~最モ相宜ナ道ヲ示シテ~~
~~斯本業ヲ考ヘ~~
 ③ 皇室典範ニ含ミテナク皇位繼承及踐祚
 ニ關スル規定ヲ憲法ノ中ニ取入レ、國體ノ
 本質ヲ確保スルト共ニ、憲法ニ對スル皇室
 典範ノ優位ヲ撤廃シタ。我國體ノ
 本質ハ、近來云ハレテ來タセク、天皇親政、
 即チ天皇ガ統治權ノ總攬者ナリ且行使
 者ナルトイフコト。ニ存スル^テハナク、統治
 權ノ主体ガ少クトモ、1500年以上ニツテ
 一系ノ皇統ニ存シモ現在ニ至ツテキルトイ
 換^{存スル}テアル。故ニ皇統ニヨリ皇位ノ繼承
 ニ關スル規定コソ我國ニトツテ最モ根本的
 ナ意義ヲ有スル重要ナルモノナリ当然
 憲法ノ冒頭ニ明記サルベキ條項ナル。

⑤ 國民ノ發政權ヲ擴張スベク、國民投票
 ノ制度ヲ設ケ、且公選ノ範圍ヲ廣クシタ。

⑥ 國民ノ自由權ノ保障~~ニ關スル~~詳細
~~規定~~及男女平等權ニ關スル~~規定~~詳細
 規定ハ、將來國民ノ尊重ニ決定スベキ

向題トシテ法律ニ委ネタ
 ⑦ 兵役ノ義務ニ代ヘ國民ハ勞務ノ義務ヲ引受
 ケルコトニシタ。之ハ新日本建設ノ原動力ナリ、
 且將來ニ於ケル健全ナル國家發達ノ基礎
 條件ヲナスデアラウ。

⑧ 國民ノ請願ハ、~~統治權行使ノ全權ヲ有スル政府~~
~~ニ對シテ~~ニ之ヲ行ヒ得ルヤウニ規定シタ

⑨ 天皇及ソノ母胎タル皇室ヲ除キ政治ニ對スル一切
 ノ特權ヲ撤廃セントスル立前カラ、貴族院ヲ
 廢シ、之ニ代フルニ各種職業並ニ階層
~~職能代表者~~ヲ選出シ、議院ヲ以テシ、而シテ衆議
 院ヲ之ニ對シテ優位ナラシメタ。

⑩ 議會閉會中ハ常置委員全ヲ置キ議會ノ職
 責ヲ履行セシムルヤウニシテ衆議期間ノ短キ
 ヲ補フコトニシタ

⑪ 樞密顧問官ハ從來、天皇制費用ノ事實ニ鑑
 ミ^{當然}、措置トシテ撤廃シ、大樞事項ノ
~~執行~~ニ伴ヒ大ニ^{徹底的}削減サレタソノ職責ヲ
 皇室會議ニ委ネルコトニシタ。

⑫ 司法權ハ政府ノ委任ニヨツテ獨立ニ行ハレ、
 最高司法機關ヲ大審院トシ、大審院長ハ
 公選トシタ。

⑬ 會計ニ關シテハ、高野代等ノ民間憲法研究会
 ニヨリ發表サレタ案ヲ全面的ニ採用シタ。

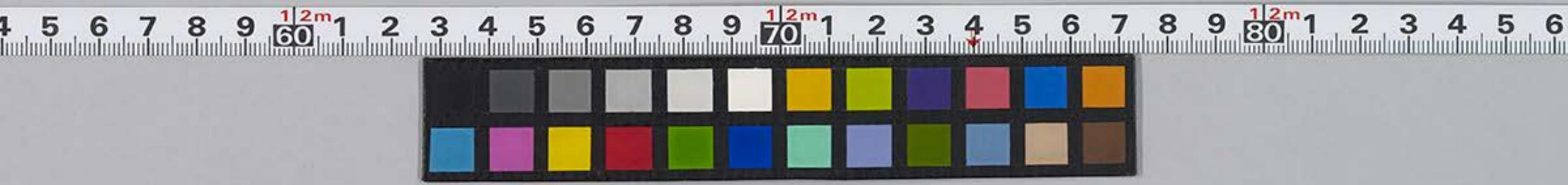
Kyoto University



④ 我国ハ本来徳ヲ以テ立チ、和ヲ以テ本トスルニ國柄テアリ、
 明治維新ニ於テ國家生存ノタメニ^{トハバ}採用シタ近代
 「ヨーロッパ」的強國策ニ基テ^{必キ}権力的侵略主義ハ、如何ナル
 美名ノ下ニオテモ我国ノ本来及東洋ノ政治思想ニ反ケル
 邪道ヲアツテ、自らノ人類ニ對スル使命ヲ冒瀆セルモノテ
 アル。趣意文ニモ述べタ如ク、現在日本ハ深ク東洋ノ伝
 統ヲ身ニツケテ、シカモ西洋ノ文化ヲ広ク取入レ、ソコニ
 眞ノ意味ノ世界文化ヲ建設スベキ使命ヲ、何時ノ時
 ヲリモ又如何ナル國家ニモ増シテ自覚スベキ事態ニ
 當面シテキル。サレバ^其結果聯合軍ニヨツテ
 數年間日本エヲ占領カレルトイフコトハ、西洋文化ノ
 攝取ニトツテ最モ好都合テアリ、明治以來ノ侵略
 領土ノ返還、武裝解除、及軍隊ノ解散等事實ハ
 種々ノコトヲ去ツタ道理、眼ニハ我國本来ノ姿ニ
 カヘルベキ好機會、到来ヲ示スモノテアル。然レテ
 明治以來ノ努力ハ水泡ニ歸シタカトイフト決シテ
 ヲテハナフ、^{決シ}軍閥及財閥ガ富國強兵ノ指導者
 トナツテ世界列強ヲ模範トシ近代欧米文化ヲ
 急速ニ取入レタコトハ、西洋文化ノ充分ナル攝取
 ノタメニ~~極メテ好條件~~ヲ提供セルモノテアル。
 家ヲ建テルニハ足場ヲ組ムコトガ必要テアルガ、
 建築ガ或程度完成スレバ、之ハ取拂ハレネバ
 ナラナイ。サレバ、欧米文化トイフ客人ヲ迎ヘ容ル

ト抵触スル^{コト}ナク、寧ロ^ト更ニ現段階ニ
 才行我國皇位ノ特色ヲ最モコク發揮シ
 得ル^{モノト考ヘラレリテアル。}所^ニ國家體制ヲ^テ定ムル^ニ當リ
 内的必然ト世界史ノ要ヲトシテ
 最モ^テ適當ナ道^ヲ探スル^ニ當リ^テ期スル^ニ當リ
 斯^レニ^テ著^シテ^ハ落着^クテ^ハナラ^ズナリ^ト思^ハル^ニ。
 ⑤ 皇室典範ニ含ムレテ^テ皇位繼承及踐祚
 ニ關スル規定ヲ憲法ノ中ニ取入レ^ル國體ノ
 本質ヲ確保スル^ト共ニ、憲法ニ對スル皇室
 典範ノ優位ヲ撤廃シタ。我國體ノ
 本質ハ、近來云ハレテ來タ如ク、天皇親政、
 即チ天皇ガ統治權ノ總攬者^{ナリ}且行使
 者^{ナル}トイフコト。ニ存スル^ニテハナク、統治
 權ノ主体ガ少ク^トモ1500年以上ニワタ
 一系ノ皇統ニ存シ^テ現在ニ至^リテキルトイ
 フ^ニテアル。故ニ皇統ニヨリ皇位ノ繼承
 ニ關スル規定コソ我國ニトツテ最モ根本的
 ナ意義ヲ有スル重要ナルモノテアリ^ト當然
 ナ^リ憲法ノ冒頭ニ明記サルベキ條項^{ナル}。
 ⑥ 國民ノ後政權ヲ擴張スベク、國民投票
 ノ制度ヲ設ケ、且公選ノ範圍ヲ広クシタ。
 ⑦ 國民ノ自由權ノ保障^ニ關スル^ニ詳細
 ナ規定及男女平等權ニ關スル^ニ詳細
 ナ規定ハ、將來國民ノ慎重ニ決定スベキ

Kyoto University



⑩ ⑬ 憲法、改正=國シテハ民意ヲ充分採用
シ得ルヤウ細心、配慮ヲ行ツタ。

⑪ ⑭ 憲法、各條項ヲ通ジテ政府、憲法改正
草案トシテ発表カレタモノニ於テ廢止ヲ
表明カレタ條項ハ悉ク削除シタ。

(ロ) 新皇室典範草案、立場

- ① 皇族ナル名稱ヲ廢シ、王、王妃、女王ヲ
臣籍ニ編入シ、ソレ以外、皇族及天皇
ヲ皇室ト稱スルコトニシタ。皇族トイフ
名稱ニマツル私的因襲的ナ觀念ヲ廢シ、
統治權ノ主体タル天皇ノ母胎トシテ、
公明ナ國家的意義トシ、實トシテ皇室ナル
名稱ニヨリテ表カサントシタニテ也。
- ② 皇族會議ハ皇室會議ト改稱シ、ソノ成員
ハ男女、如何ヲ問ハヌコトニシタ。尚書省顧問
~~撤廢~~、~~撤廢~~ニ伴ヒ、ソノ職責ヲ受理
スルコトトナフタケ。ソノ重要性ノ增加ニ
鑑ミテ天皇ノ親臨ヲ原則トシ、^且後列者ノ
範圍ニ幅ヲモタセルコトニシタ。皇室ノ中堅
タル者ガ軍務ヨリ解放カレタ今日、皇室會議
ハ一層充實シラル可能性ガアリ、又ソノヤウニ
努力セラレルコトガ望ムベシ。
- ③ 憲法ニ於テ、天皇ハ統治權ノ行使ヲ一切

政府ニ委任セラレ、¹帝親ヲ實際ノ政ヲ行ハ
タフサハラレナイコトニ規定カレタノヲ、攝政ヲ
立テルコトハ、事實上ニ必要トナツタカラ、之ニ
關スル一切ノ規定ヲ削除シ、~~之~~ソノ代リ
ニ讓位ノ規定ヲ設ケタ(給) (終)

附屬文才二.

日本憲法改正ニ関スル諸説ノ批判
政友 (1946. 2. 20) 迄

日本憲法、改正案トシテ昨年末発表セラレタ
至十モノハ、(イ) 松本國務相ヲ主任トスル
政府、憲法改正委員会、案、(ロ) 故近衛公
ト休々木博士トノ協力ニ成ル内大臣府、案
(ハ) 進歩党、憲法改正研究会、案、(ニ) 高野氏、馬場氏等民間、有志ニヨリテ、
憲法研究会、案、(ホ) 安藤代議士等、
自由党、憲法改正特別調査会、案、(ヘ) 岸謙護士等、
案、(ニ) 高野氏、馬場氏等民間、有志ニヨリ
組織セラルル憲法研究会、案、(セ) 共産党
ノ新憲法滑子等デアラウ。和ハ以下ニ
於テ之等、諸説ニ対シ批判ノカヘツ、
自ラノ立場ヲ一層明カニシタト見ユ。

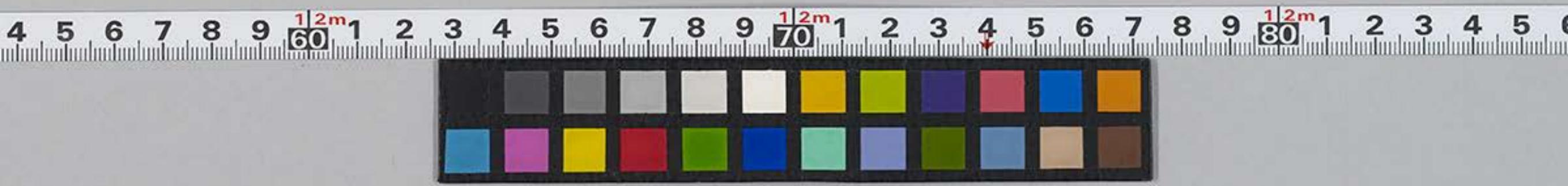
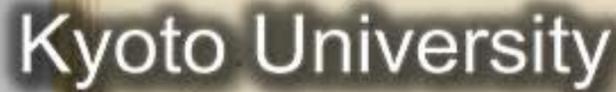
(イ) 政府案批判

① 第一條ヨリ第四條迄ノ規定ヲ変更セズ。トシテ
松本國務相、休々木博士、故近衛公ノ改
セリ主張セラルル。而シテ政府案ハ第一條ヨリ第四條
ノ在置理由トシテ、「第一條カハ第四條ハ吾國ノ
根本法ヲ規定セルモノデ万世一系ノ天皇コレヲ
統治シ無窮ニ至ルキ君主制ヲ明言シ統治權ハ
天皇コレヲ總攬遊バサレルコトヲ示シテナルト

述ベテキルガ、ソレハ政府ノ意見ガ所謂「神聖」
ニソノ論據ヲオイテキルコトヲ曖昧ニ表明シタリ
トシ、(三) カモ第一條乃至第四條ニ規定セラルル天皇
親政トシテ、規定ガ我口ノ根本法デ
アルトイフ断定カハ、全然実証的根據ヲ缺ク
モノデアル。 (附屬文ニ參照) 更ニ、統治權
ニ関スル政府ノ意見ガ、昨年末発表セラレタニ國外相
會議ニ関スル共同「コミュニケ」ニ示セラレタ「統治權
ノ重要」トイフ日本憲法草案上、指示標ニ反シテ
正ニ致命傷トモイフベキデアラウ。要スルニ政府ノ
統治權ニ関スル意見ハ、新年初當ニ示セラレタ
神聖旨ニ反シテ、由來ヲ神代史ニ求メ
如キ旧來ノ陋習ヲ遵守スルニ於テ新年初當
ニ示セラレタ神聖旨ニ反キ、才ニソノ論據
ガ実証性ヲ缺キタリ。才ニソノ論據
ガ現在世界人類ノ指導理念ヲ代表スル聯合
諸國ノ意見ニ反シテ、トイフ諸説カラ、根本的
修正ヲ要スルモノデアル。

② 「皇室典範中ノ皇位継承法、攝政法ノ重要規定ハ
コレヲ憲法ニ掲ゲルベシトノ意見ハ根據不明
デアルガ、妥當ト考ヘガト思フ。然レテ「和案」立場
ニ於テハ、攝政法、規定ハ無用ト考ヘラレリ。

③ 才五條以下ノ各條項ニ関シテハ、才9・11・12・31
70・71. 等各條、廢止・才13條及才22條



實際的 権力 権
國務卿権、決定=ハ何事(内閣)も
推セバ 或ハ單=表現上、向題=スギナイ

ノカモ知レナイ。要スル=政府案ハオ一停
乃至オ四條=一切ヲ解散ス。内大臣府案
ハ之=キヨツセリ、色ヲツケ。自由黨案ハ
ソレノ在更ヘヲシタ=スギナイ。サレバ政府案
ノ統治権=内閣スル意見^{政府案}批判ハ之等
三者ノ總テ=對シテ妥當スルテアラウ。

① 現行憲法=オケル諸大権事項ノ廢止
意見ハ概テ賛成テアル。

② 貴族院ノ廢止。之=代メ=「常識経験、
政治中恒定ノ材肉」ナル參議院ヲ以テ、
衆議院ヲ之=對シテ優位ナラシムル
意見ハ、高野代手^{高野代手}憲法研究会案ト如何
ヲ=スルセノテアリ、ソノ趣旨ハ大ニ賛成テアル。

③ 「内閣總理大臣、他、國務大臣=對スル地位
ノ優越ヲ明確ニセトスル意見ハ、政治ノ民主化
=伴ツテ必然的ニ要求サルベキ事柄ナリ。
大権事項ノ削減ト相俟ツテ、之ヲ徹底セバ
当然「私案」、如キ結論=到達スルキアラウ。

④ 現行憲法=オケル諸大権事項ノ廢止、國務大臣
ノ議會=對スル責任ノ明確化、樞密顧問
ノ廢止、司法權ノ独立強化、行政裁判所
ノ廢止、大審院長會計検査院長ノ任命ヲ
憲法改正ノ手續等=内閣以テ意見ハ概テ

貴族院^{代ハル}ノ廢止、
參議院^{代ハル}ノ設置、
衆議院^{代ハル}ノ設置、
憲法改正ノ手續等=内閣以テ意見ハ概テ

賛成テアル。

(オ)
① 弁護士会案批判

① 統治権=内閣^{スル意見}以上=批判ニ來ツタ^{議案}
ト根本=於テハ同^{スル}意見ノヤラデアル。タゞ統治権
ノ主体^{内閣}ガドコ=アルカ、トイフヤラナコトヲ明^{スル}セ
ヌテキ^テイ^テダ^テノコトヲ、立憲君主制ノモト=イケル
天皇親政ヲ前提=シテキルコトハ明カデアル。

之=對スル批判ハ、政府案批判ヲ參照ケルタイ。

② 大権事項ノ制限ヲ主張スル^{大権}ト共、國民投票制
ノ採用及立法=對スル議會^{議院}ノ擴張=此國民
發政权ノ擴張ヲ計リ、以テ民主政治ノ實ヲ登ゲン
トスル莫^ハ前^ニ著^シ、意見ト同^ジ方向ヲトリツ
シカモ之等^ノ一歩^ヲ勝^ルニ積極性ヲ感じサセル。

③ 貴族院ノ改組、常任委員ノ設置、樞密顧問
ノ廢止、華族制度ノ廢止、禪位等=内閣スル意見
ハ全ク賛成テアルガ、内閣制度及司法裁判權
ノ擴張=内閣^{前者}ニ對シ^テ激^シニ^シ政府及官
公訴及ソノ審理^{現行}ヲ設^ケル、國民
議會=對^シテ請願^又及建議^ヲ規定ト相俟
ニ、行政裁判ノ公正化ヲ促シ得^ルキ^界
レルガ、^{トイフ}テアラウカ。

DRハ
行政裁判所、
海防廳裁判=
内閣ニ對シテ
公訴ニシテ
トアリ。

Kyoto University



(2) 民間憲法研究会案批判

① コノ案、根本的ナ立場ハ、次ノ言葉ニヨリテ表明サレテキル。曰ク、「存則論ハ共和制ナリ。当面ノ實現サレハ通切ナ範圍ヲ取敢ヘズ。國家形態ハ一時的ニモ一七カノ権力ヲナクシテ天皇制ヲ存続サセテ國民的感懐トシテ共和制的色彩ノ強イ議會制度ヲトルコトニシ名ト。苟クモ國家、將來決定スベキ憲法ニ對シテ、カハル暫定的態度ヲ以テ臨ムコトハ絶對ニ許サレナイナリ。殊ニ國体ニ關シテ、實ハ之ヲ許サレナイナリ。仕テナクコト決ムル。專トイフ事ニ態度ハ許サレナイナリ。國家ノ存立轉變ノ「史ノ中ニ不變ナルモノヲ求メ、國民性ノ本質ヲ求メ、國民性ノ要求ヲ及ビ、当面ノ世界状況ニ照ラシテ、憲法ノ改正トイフ事ニヨリテ現在者ニ至ルハラシキ下決的課題ナリ。吾々ハコノ~~憲法~~課題ニ對シテ、曖昧ナル~~憲法~~答ヲナスコトハ許サレナイ。存則論ガ共和制ナリナラ、ドウシテ断乎天皇制ヲ廢シ、大統領ノ選出ヲ決定シナイカ。「取敢ヘズ」トドトシテ、高野代私案、如ク大統領ノ選出ヲ~~憲法~~主張シテハ如何。天皇制ヲ存置スルナラ、~~ナク~~マテモ國体ハ君主制ナリシバナラズ、モシ君主制ヲ選ブトスレバ、~~ナク~~ナリ新説ニヨリザル限リ、君主ハ統治權ノ主体ナリ。君主ハ~~統治權~~權上

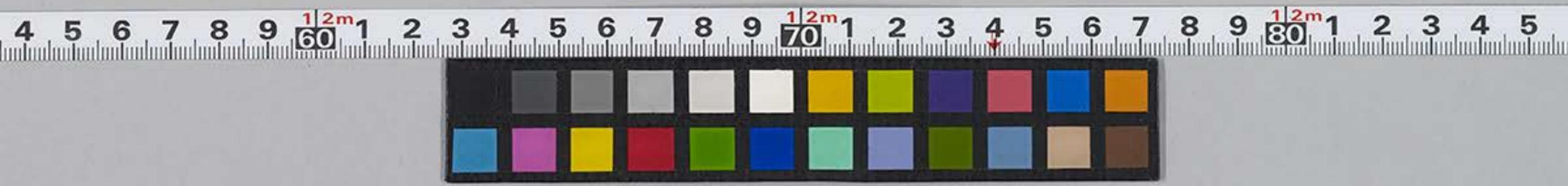
自由黨案
之ニ向シテハ、~~憲法~~精々
國家主權ヲ~~憲法~~解決トシテ
所ニ~~憲法~~スルモノナリ
ハ君主~~ナリ~~ト考ヘルガ普通ナリ。天皇制トイフ

言葉ニヨリテ君主制ノ「カゴリ」ヲ月先スル何物カヲ勝手ニ想定スルナリナレバ、天皇制ノモトニオケル主權在民説ハ、當然「鶴」的存在タラザルヲ得ナイ訳ナリ。此ノ案ニオケテ、天皇ト國民、内閣議會及憲法トノ關係ガ~~サツパ~~全然示カレテキナイハ、マコトニ奇怪ナリ。其ノ様ニ關係、~~筋道~~筋道ヲ~~出~~出シテ行ケバ、當然「鶴」ノ正体が暴露サレテ、~~憲法~~憲法ニ對シテ、~~憲法~~憲法ナル保身策ヲ講ジテキル。吾々ハ~~憲法~~憲法ヲ解ス。要スルニ此ノ案ハ、混亂セル立場ニオケル混亂セル意見羅列トシカキハ、考ヘラレナイナリ。宜シク一心決定、以下兩出發ニシテ希望スル。

② 國民ノ權利ヲ拡張保障シ、勞働ヲ強調セル莫ク賛成ナリ。榮典ノ全廢ハ國民性ニ合シ、人間ノ本性ニ照シテ必ずモ妥當トハ思ハレナイ。國家的榮典ヲ存スルコト自体ハ何事民主主義ト抵触スル性質ノモノナラズ、タガ如何ナル榮典ヲ如何ナル式ニ於テ規定シ授与スルカトイフコトガ問題ナリテアラズナリ考ヘル。

③ 議會ニ對シ、政府及官吏ニ對シテ~~憲法~~新憲法ヲ認メコト、貴族院ヲ廢シ之ニ代フルニ各職能及階層ノ代表者ヨリ成ル議院ヲ以テシテ、吾々全ク賛成ナリ。

Kyoto University



新憲法制定
皇=君主の
主権

④ 総理大臣、両院議長、推挙=ヨリ決ス」ト
サレテキルガ、大統領ノ選出迄考ヘテ見タトイ
人々ガ、ドウシテ総理大臣ノ公選^{選挙}ニ考ヘ
ルハナカツタカ、私ニハ不思議ニ思ハレナ
ク、両院議長、一見、国民ノ代表者トシテ
又ニ代表スル者トシテ、^{国民}国民全体ノ意見ヲ恰
ニ代表シテキルカ、^様様ガハアルガ、^{退き}退き、^{事実}事実ニ事柄
ノ不意ヨリズル將來ノ可能性ニ鑑ミテ、^{考ヘ}考ヘ
ルニ當^{テハ}テハナク、ソレ故ニ

⑤ 司法及会計ニ関スル規定ニハ良イ意見ガ多ク
見受けラレ、大ニ各々ニヨリ所ガアツタ。

⑥ 経済ノ規定ハ「国民ノ権利義務」ノ規定ニ
合メ、~~或ハ法律ヨリテ規定シ~~、モシクハ
国民自體ノ自覺ニ依ツベキモノガ多イヤウニ思ハ
ル。経済活動ハ^{改革}自體ノ法則ニ従フテ、法律
トハ「テ」^{自由}自由ヲ示シ、ソレ故ニ憲法
ニ於テ立入ツル規定^{ヲ設クベキ}ニ事柄^ナナク、^{カラ}カラ
ナク、^私私ハ考ヘル。此ハ^{格別}格別ニ^{経済}経済ニ
関スル章ヲ設ケル必要ヲ認メナク

⑦ 憲法改正ニ関スル意見ハソノ趣旨ハ賛成
ナルガ、天皇トノ關係ガ全然示サレテナク、^{如何}如何ナル^取取
ヲ存置スルトイフコトハ、少クモ將來ノ考ヘカラ
スレバ君主制ノ是認テ^可可、君主制トハ

天皇ノ
自體ノ
法則

普通ニハ統治権ノ主體ガ事實上君主ニアルコトヲ
意味スル。ソレ故ニ、君主ハ國家ノ統治ノ大綱ヲ
規定セル憲法ニ對シテ何等カノ關係ヲ有スベキナル。
モシモ、天皇制ヲ存置スルト云ヒテ、君主制ヲ拒否
スルノナラバ、天皇ハ國家ノ統治トハ何等^カノ關係^ナナ
ク有セヌコトニナルカラ、國家ノ統治ノ大綱^ニニ對シテ
立前トスル近代憲法ニ於テハ規定無用トナル
ナラウ。福澤諭吉翁ハ、天皇制ニ關シテ、「一千年
モ續イタモノダ、ホソトイテラヨカノウ」ト云ヒテ
ソレヲ示シ、セメテ之程ノ徹底性ヲ示シ
ホシモノナル。

11) 女權黨案批判

① 主權在民言ハル黨、系綱領ニ由來スル當然ノ歸結
アリ、此ノ~~案~~案、~~意見~~意見^ニ憲法研究会^ノニ
尋^ニ見ラレル不徹底ハ徹底モナク、ソレハ明ニ
君主制ヲ廢シ、立憲的ニ共和制ヲ主張スルモノ
ナル。此ノ案野坂氏歸朝以來、皇室ニ對スル
黨ノ意見ト雖モ、何等ニト折角出スルモノ
ナク、サレバ此ノ案ハ政府案ト相對シテ、兩
極端ヲナスモノナリ。内府案、自由黨案、
併進會案、憲法研究会案尋^ニ共和^{主義}主義
民主的^{色彩}色彩ヲ濃^ク濃^ク示シ、兩者、中間
ニ介在シテキルワケナリ。而シテ之尋、中間

Kyoto University



介在案ハ一種ノ混合物ナリ。要スルニ、大局ヨリ兩極
所謂「鵝」的存在トナリ、要スルニ、大局ヨリ兩極
端ヲ包攝シテ夫レノ長所ヲ生カシ、以テ我國、當面
シテハ「史」的課題ノ解決ヲ志ストイフヤリナ
深イ根柢ニ基クモノトハ思ハレトイ。然レテモ、
ニカモ、之等ノ諸案ニ對シテ少クモ徹底
セル立場ヲ有スル共産黨及政府、案ヲ検討
シテ見ルニ、前者、君主制廢止ノ主張及後者、
天皇親政ノ同執ガ夫レニ成ル「史」的社會觀
其「旧」來ノ辟見ニトシテ、現世界狀況及我國
ノ「史」ニ對スル認識不足ニ由來スルモノナ
ルコトガ解ル。所謂「プロレタリア」革命ニ對テ
立上ツタ「ソビエト」聯邦ガ、世界最大ノ資本
主義國家タル「アメリカ」合衆國ト提擧シ、
書記長「スターリン」ガ近來事實ト獨裁專制
君主ノ實權ト外整ト有スルニ至リ、更ニ
最近「コミュニスター」ヲ解散シタリ、「コミュニ
ニズム」ノ實際報告ハ、最近「史」ガ
「ソビエト」ノ「史」者見トハ別ノ道ヲ不遠處ニ
歩ニテ下リトイフ事實ト共ニ、「共」黨、充分反省
ヲ要スル事柄ナラズ、我々ハ、日本國ハ、
「アジア」大陸ノ、東亞ニ位置シ、太平洋ヲ
隔テ、西洋、新天地「アメリカ」大陸ニ對シテ
キルトイフ地理的條件ニ基テ、海上交通

未発達ノ時代ニ「アジア」大陸ノ影響ヲ受
ケヤス。海上交通ガ急速ニ發展シ、アル近來及
將來ニ至テハ、「アジア」大陸ノ影響ヲ最も受容レヤス
イ事情ニアル我國ノ特性ヲ理解シ、「史」的
「史」的ニ「史」ニ對シテ、「史」ニ對シテ、「史」ニ對シテ、
鑑ミテ、慎重ニ自國ノ國家機構ヲ決定スル
ニシテ、「史」者ガ當ニ古キ時物、「史」者、「史」者
鑑ミテ、中ヲ眺メ、「史」者ニ國ヲ憂ヘ、「史」者ニ人ヲ憂ヘ
幸甚ヲ願フトイフコトハ、「プロレタリア」革命ナド
トイフ者、「史」者ヲ相愛ラズ見ツクテオケトイフコトナ
「史」者ハ、「史」者ニ對シテ、「史」者ニ對シテ、「史」者ニ對シテ、
「史」者ノ資格ヲ言フモノナラズ。然レテモ
私ハ人民ノ不幸ヲ救ハントシテ権力ニ排ニ、
總理ノタメニ一身ヲ捧ゲ来ツク。黨員連ハ、
崇高ナル人格ト「史」者ニ對シテ、「史」者ニ對シテ、
恩惠カトニ對シテ、「史」者ニ對シテ、「史」者ニ對シテ、
大ハナシモノナラズ。領クハ、「史」者ニ對シテ、
機ニ隨ツテ法ヲ説クノ深智ヲ示カレトイフコトナ
② 政府ノ成員ヲ悉ク議會ガ選舉スルトイフハ
國政運用上ノ實際ニ照シテ、「史」者ニ對シテ、
策トハ思ハレトイ。政府ノ首班ヲ公選シ
之ヲ以テ各省大臣ヲ決定セシムルハ、「史」者
的ニ「史」者ニ對シテ、「史」者ニ對シテ、
政府ノ首班ヲ公選シ之ニ以テ各省大臣ヲ決定
セシムルトイフハ、「史」者ニ對シテ、「史」者ニ對シテ、
速ニ決定シ得ナリ、私ハ、「史」者ニ對シテ、「史」者ニ對シテ、

Kyoto University



成務11代
=先行スル

ト同様ニ、孝徳、持統、改新ノ輩ヲ輔翼セル鎌子
ノ子孫ハ、藤原、氏ヲ賜ツテ末永ク朝政ニ参与シ。
高皇神、皇仁、景行、三代ハ国内統一ノ進行期
テマツテ、四道將軍ヨリ日本武尊ニ及ブ逆賊征討ノ
事、皇孫神ヲ裔記シ天ツ社、國ツ社、神地、神戸ヲ
定メラレタ事、課税、課役ヲ行ヒ、船隻ヲ作ラシ。
又、埴輪ニヨツテ殉死、弊ヲ改メラレタ事、吾諸君
云ヒ信ヘテ「残テキルガ」次ノ成務、持統ノ
三代、大事業、後ヲ承ケテ、中央地方ノ諸制度ガ
整備セカレタ。用明及孝徳ノ持統ニ、物部、蘇我
ノ旧勢力ガ夫々聖徳、中大兄ノ兩太子ニヨツテ
打倒サレ、中臣鎌子ノ協力ヲ俟ツテ改新ノ大業
ガ成就サレタト同様ニ、崇神、皇仁、景行、
三代ニ於テ大彥命、日本武尊等、皇子ヲ中心ト
スル地方、逆賊征討、後ニ武内
宿禰ノ輔翼ヲ得テ成務、持統ノ大業ヲ行ハレタ
アル。成務、持統代ハ、国家統制ノ基準ガ
因襲ヨリモ理性ニ準ジ、私的ヨリ公的ニ展開
セル莫クテ大化、改新ニ通ツル革新ノ氣運
ヲ孕ミ、ソコニ生誕セル大臣、制ハ、孝徳、持統
ニ之ニ代フテ現レタ左右大臣、制及天智、持統ニ
現レタ太政大臣、制ト共ニ、政治ノ公明化
及至合理化ノ過程ヲ示スモノト考ヘラレタ。
崇神、持統代ニ「群卿」ニ詔シ、大彥命及ノ子

(=内スル最初)
* 祭政分離ニシテ、崇神、持統代ニ執政制度ノ
萌芽ヲ見出シ得ルトイフコトハ、我國ノ政治ニオケル
執政職ノ必然性ヲ暗示スモノトテハ十分ナラシ。
物部ニシテアラウ。

武内宿禰、四名ヲ選バシメ將軍トシテ四方ニ遣シ
給フタトイフ記録ガアリ。次テ皇仁ノ持統代ニハ
武内宿禰及崇神ノ持統代ニ大彥命ト共ニ武内宿禰
ノ謀反ヲ治メタ。大彥命、「五大夫」ニ詔シ、神祇
ノ祭祀ヲスルメ系合ツタトイフコトガ記サレタ。之ニヨ
ツテ天智、持統ニエカレタ諸臣ガ「群卿」ヨリ
「五大夫」ハト次ニ重用、道ヲ通ツタ様子が推察モ
ラレ。次ノ景行ノ持統代ニ武内宿禰ガ「木栗梁之臣」
ト稱セラレタ。トイフ記録ガアリ。次ノ持統代大臣ノ
制ガ此ニ示スモノトシテ、注意セラルベキナリ。

(ロ) 太政大臣・中納言・制

此ノ制ハ、孝徳ヨリ白河ニ至ル37代約440年間、広
クハ院政ノ行ハルタ堀河ヨリ後鳥羽ニ至ル白河・鳥羽
後白河ニ至ル法皇ノ持統代ヲ包含シ、47代約550年間ノ
実ヲ發揮シタ。大化ノ改新ニヨツテ従来ノ大臣、大連
ノ制ニ代リ左右大臣ノ制ガ設ケラレ、阿倍倉橋麿
及蘇我山田石河麿ノ兩人ガ始メテソノ職ニ補セ
ラレテ以テ、左右兩大臣モクハソノ一大臣ガ補テ
欠クルコトナク明治維新ニ至ル迄及ンデキル。天智、
持統ニ至ツテ近江ノ新令ニヨリ大友皇子始メテ太政
大臣ニ任ゼラレ、高市ノ皇子ガソノ後ヲ継ガレタガ
文武ノ持統代ニ大室令ガ制定サレタニ及ビ刑部
親王ガ知大政官事ノ職名ヲ稱ビラシ。ソノリ
ノ職名ヲ學ビラシ。

Kyoto University



聖武ノ時代、鈴鹿王ニ至ル迄皇ナモシハ皇子孫
 4代ノノ跡ヲ襲フテ執政ノ任ニ當ラシタ。三孝仁、
 称徳ノ時代ニ及ニテ、皇室補任ノ前例ヲ
 破リ藤原仲麻呂(惠美押勝)ヲ太政大臣ノ官タル
 大師トナシ、或ハ道鏡禪師ガ太政大臣ニ任ゼラレタ
 ガ之ヨリ以後、文徳ノ時代、藤原房房ガ太政大臣
 ニ任ゼラルル迄6代90年向コノ官ヲ欠ク至ツ
 タ。聖武ノ後、三孝仁ノ前後ナル、孝謙及ソノ重祚
 タル称徳、女帝ニアセラシ、シカモ皇局ヲ欠イタメ、
 皇位継承ニ關スル紛争ヲメグツテ、當時政治
 ノ中心力ヲ形成シテキタ天武ノ諸皇子及ソノ子孫
 ノ強イ系統ニモ欠クニ至リ、遂ニ仲麻呂、道鏡
 等、集ズル所トナシ、天智ノ皇胤光仁天皇ノ即位
 ニ及ニテ、久シク太政大臣ノ職ヲ継承シテ来タ天武ノ
 皇統モ絶エ、仲麻呂、道鏡等ヲ中心トスル党ヲ
 概テ清掃サレ、平安新政ノ端緒ガココニ開ケ
 レタ。尚、太政大臣ノ長期ニツケル欠官ハ以上
 ノ事情ニ伴フ天皇親政ノ時、現レトモ考ヘラレル
 ルガ、後ニ及ニテ同ビ太政大臣ヲ任ジ、更ニ攝政
 官白ノ制サハ現レテ太政大臣ノ職ヲ兼テ、
 コトモ大臣、大連及從末ノ太政大臣モシハ知太政
 官事等ノ制度ヲ通ジテ見ラレル執政職、必要性
 ガソレニコツテ否定サレルモトハ思ハレハ、
 斯様ノ現象ハ院政ト同ジク、
 崇徳ノ
 場合
 我國政日ハ

ハナイト考ヘルノガ、安當ヲ「カラウカト」思ハレル。推古ノ
 時代ニ聖徳太子ガ攝政ノ位ニ止ツテ新政ヲ行ヒ、
 中大兄皇子ガ孝徳・有明ノ兩代ニツケリ皇太子ノ位ニ
 止ツテ改新、遂ニ當ラレトイフ事候ハ、聖武天皇ガ
 皇女 孝謙天皇ニ即位ヲ譲ラシテヨリ、
 聖武ノ時ニ至ル迄國政ニ携ハラシ、ソノタメニ藤原仲麻呂
 此後伏ヲ余儀ナクセシメラレトイフコト、及白河ノ鳥羽
 後白河ニ上皇ガ即位ヲ譲ラシテ後院ニアツテ
 政ヲ執リ系合ヒシコト等ト共ニ、統治権ノ
 行使ニ對シテ何等カノ支障ヲ与フルカノ如キ
 我國皇位ノ特色ヲ示シ、
 他方 攝政職ノ
 必然性ヲ裏付ケルモノト云ヒ得ヨウ。尚、推古、
 皇極、有明(聖徳、聖武)・持統・元明・元正
 孝謙・称徳(孝謙、重祚)等ノ女帝ノ即位
 及重祚ノ事實ハ、上ノ如キ我國皇位ノ特色ヲ
 予想スルトモ、皇男子孫ノ皇位継承シテ立前トスル
 トイフ考ヘニ支テテ矛盾ナクモ理解セラシ、シカモ
 推古ニオケル 聖徳太子、皇極ニオケル 蘇我馬子、
 有明ニオケル 中大兄皇子、孝謙ニオケル 聖武上皇、
 称徳ニオケル 道鏡禪師等 各女帝ノ下ニオケル
 政治ノ実権ノ所在ヲ確ルルハ、
 非常ノ時ニ
 皇太子モシハ上皇ガ皇位ヲ避ケテ尊ラレテ國政ニ
 當ラレ、普通執政ノ臣ニ國政ヲ委ネラレルヲ常ト
 スル所以モ伺ハルベク、更ニ推古以前ノ皇室ノ女性



ニシテ政治、家柄ヲ掌握スル、或ハ皇位、危殆ヲ
救ヒ、或ハ天業同統ノ事ニ當ラシク、食及豊皇女
及神功皇后ガ共ニ天皇ト稱セラシテキコトハ、
我國皇位ノ特色ニ属スル者ニノ推量ヲ一層確
メルモノト思ハレリ。 ~~サテ~~ 天徳ノ時代ノ太政
大臣藤原良房ハ人臣攝政ノハジメデアリ、
次ノ太政大臣藤原基經ハ南白ノハジメデア
ツテ、良房以後、二條ノ時、伊通ニ至ル迄
藤原代ガ常ニ太政大臣ノ職ヲ襲
ツテキル。土屋ノ時代ニ白河上皇ガ院ニテ
政ヲ執ラシメテ以來、鳥羽ノ後白河ニ依
ハセ給ヒ、此ノ向、師家・忠実・忠通ハ等
シク在任キテ満タスニテ太政大臣ノ職ヲ
辭シ、雅実モ亦、在任約一年半ニテ之ヲ
辭シ出家シテキル。近衛ノ時ニ、実行
太政大臣トナリ宗輔ヲ經テ伊通、長寛三年
之ヲ辭スルニ及ビ、仁安二年中清盛ガ武人
トシテ始メテコノ職ニツイタガ約三月ニテ
之ヲ辭シ、翌仁安三年忠雅ニ任セラレテ
以來、足利義満及豊臣秀吉ノ二人ヲ除キ
元ノ如ク藤原代ノヲ継承シ、^{明治維新}
~~至ル迄~~、或ハ攝關ヲ兼ネ、^{モシハ攝關ト併記}
ニ相兼ネ、又ハ攝關大々ニ單独ニテ行ハレ、
~~或ハ攝關~~トシテ明治維新ニ迄及^{ニテ}キル。

太政大臣ハ天智天皇ノ十年正月ニ大友皇子ヲ
以テ之ニ任ジタリテ初メトシ、ソレハ近江令ニ
ヨルモノト推察セラレリ~~ニテ~~ガ、ソノ規定ハ明カ
デナイ。卷老ノ職員令ニハコノ職ニ属シ、唐令
ノ三師三公ノ規定ヲトツテ「師一人、儀型
四、經邦論道、變理陰陽、無其人則闕」
ト記サレテキルノデ、一見名譽官ノ如クテアルガ、
公式令ニヨレバ政務ニ属シ責任ヲ有スル所ノ
職事官トセラレキル。且チコノ官ハ、ソノ文ヲ
三師三公ニトシテガ、ソノ實ハ尚書省ヲ中心トシ
ニ者大部ヲ任給セルガ如ク太政官ノ首ト
セラレテキルノデアル。サレバ、全集角解ニモ「雖レ不
以注職掌、而預現察任務、不レ異左大臣也」
ト記サレ、更ニ又、光孝天皇ガ即位後同
モナク「太政大臣職掌アルヤ否ヤノ事、及大唐何官
ニ當ルヤノ事」ヲ博士達ニ基テ奏セシメラシメ、
菅原道真ハ「唯我ガ朝ノ令ヲ制セラレルノ意、
大イニ大唐ノ令修ニ非ル。何者、唐令ニテハ
三師三公独リ其官ヲ專ニシ、尚書省ノ官員ニ備ハラ
ズ。我朝ノ太政大臣ハ分掌ナシト雖モ、猶
太政官ノ職事ヲナス。斯レ其ノ大ニ非レルト
ナス所也」ト奏上ニテキルノデアル。唐令ノ名譽官ト
三師三公ニモ正高スバキ高キ要求ヲ有シツツ、
尚職事官トシテ實際ノ政務ヲモ掌ルベキ

太政大臣ノ制ニツキ、我國ノ「史」ニ基キ國情ニ
支エラタル獨自ノ制トシテ、我國皇位ノ特色
ニ由來スルモノト思ハレハル執政職ノ必要性ヲ
明示スルト共ニ、他方大化改新當時ノ我國ガ
隋・唐ニヨツテ當時開成サレシハアツタ東亞文化
圏ノ中ニアツテ、ニカモヨク獨自ノ發展ヲナシ
ツ、アツタ~~様~~推量セシムルノデアル。尚、大化
ノ改新ハ、ソノ方向ニ於テ、從來ノ氏族制度ヲ
基礎トスル封建的國家體制ヲ改メテ、國民的
統一國家トシテ~~有~~ヲ開成セントスルニ
テアリ。ココニ私的ニシテ世襲的ナル大臣・大連
ノ制~~ヲ廢シ~~公的ニシテ實力本位ノ太政大臣ノ制ガ
トラレタ所以モ存トスルノデアリ。此ノ~~耳~~神、
皇室~~世襲~~、前例ガ藤原仲麻呂、弓削道鏡~~カ~~
ノ兩人ニヨツテ名存ラシ、次イテ~~用~~藤原代世襲~~ノ~~
慣例ガ平清盛・足利義滿・豊臣秀吉等ノ
武人ニヨツテ破ラレタノモ、コノ制度ノ本質ニ
由來スルモノト考ヘラレル。(以上、太政大臣ニ
關シテハ、早田博士著、「上代日本ノ社会及思想」
ニ一篇「大化改新ノ研究」、官制ノ項、及史学
雜誌ニ48編ニテ~~ハ~~肥後代~~ノ~~「太政大臣
ニ就任」ノ論文ヲ參考トシタ。)

(い) 征夷大將軍ノ制
コノ制ハ後鳥羽~~ノ~~代~~ノ~~征夷大將軍~~ノ~~リ~~テ~~明~~ノ~~士
徳川~~ノ~~慶喜ニ至ル40代~~ノ~~約670年~~ノ~~迄
ニキニツクテ行ハレタ。平清盛ノ出現以來、世ノ
趨勢ハ如何トモシガタク、遂ニ政治ノ實権ハ武人
掌握スル所トナリ、(征夷大將軍ガ征夷大將軍トシテ
專ラ國政ヲ執ルニ至リ、(源代ニ代)後、藤原代
ヨリ親經及頼朝ノ~~一~~御ヲ鎌倉ニ迎ヘテ將軍ニ
立テ、次イテ宗尊親王ヨリ成良親王ニ至ル~~6~~代、
向~~テ~~皇子ガ將軍ニ立タレタガ、政治ノ實権ハ、~~執~~権
北條代ノ手中ニアリ、尊代ガ將軍ニナツテ以來、
義昭ニ至ル15代ノ向ハ、足利將軍專ラ國政ヲ
執リ、次イテ信長及秀吉~~ハ~~相~~次~~「~~亂~~」ヲ平定
シテ天下ノ政權ヲ握リ或ハ~~右~~大臣トナリ或ハ~~南~~白
太政大臣ニ任ゼラシ、ソノ後ヲ承ケテ家康~~カ~~ガ
天下ヲ取リ、征夷大將軍ニ任ゼラレテヨリ慶喜ニ
至ル迄、徳川將軍ガ~~15~~代~~ノ~~天下ニ号令シタ。之等ノ
將軍ハスベテ朝廷ニ任命スル所~~ト~~アリ、~~逆~~賊
ノ~~討~~高~~キ~~尊代~~ノ~~ス~~テ~~白~~ラ~~奉~~ス~~ル~~シ~~北~~朝~~ノ任命ヲ
得テ將軍ノ名ヲ稱シタ事ハ注目スベキ事實~~ト~~アリ、
尚足利ニ代~~テ~~將軍義高及豊臣秀吉ガ太政大臣
ニ任ゼラシ。モシクハ~~南~~白ヲ兼職シ、尊代・信長・
家康~~等~~ガ左右大臣ニ任ゼラレタトイフ事實ハ
武人執政ノ職~~ハ~~將軍ト本末~~貴~~執政~~ノ~~
公家

職の攝關、太政大臣、左右大臣等ト、
國家機構ニ於ケル地位ヲ示スモノトシテ
注意セラルベキナル。ハジメニ述ベタ如ク
將軍ノ制、行ハレタハ、約670年向テアツテ、
太皇太后、大臣、大連ノ制、約300年間、太政大臣、
攝關ノ制、約550年間ニ亙リ、
其期間ハ、最モ長キ。之ハ何事カヨシキ
理由ニヨリモ、ニ相違ナク、
從來、如ク
單ニ誤ラタ時代トシテ之ヲ考ヘルハ
妥當ナキト思ハレリ。和ハ、攝關及ヒ
將軍ノ制度ヲ、我國皇位ノ特色ニ
轉スル由來スルニ、
小主ニ基キ、移リ行フ時代ノ要求ニ
應ジテ生シタ必然ノ制度トシテ、之ヲ
公正ニ見地ノ下ニ是認スル莫クオイテ、
結論的ニハ愚管抄及讀史余論ノ意見
ニ續意ヲ表スルモノトシテアル。

(一) 新制

明治ノ帝一新ニ於テ、
攝政、關白ハ悉ク廢止サレ、
詔下リ、18年、内閣組織、22年、憲法發布
等ヲ經テ、立憲君主制体制ヲ確立シ、
天皇親政ノコトトナフタ

政治ノ實権ハ何時トハナレニ政府又ハ一部
ノ權力、
立憲ノ實ハ一向ニ上ラズ、
敗戦ヲ導クニ至リ、
我國ノ「實」示ス所ニヨリハ、
天皇ノ委任ニヨリ親政
ヲ實際上行使スベキ執政ノ職ハ、
如何ニシテ定ムベキカトイフ事ニ
應ジテ、
即チ政權ガ公家ノニ
行ハレタ時代ニハ、
攝關ノ制ヲトリ、
幕府政治ノ行ハレタ時代ニハ、
將軍ノ制ガ生
シタナル。而シテ國民大多數ノ
現在ノ狀況ニ即シテ如何ナル制度ヲ
慎重ニ考ヘルベキ事々當面ノ課題ナル。

(終)

1946. 2. 10.

21. 2. 25 夜

(附.)

社会党批判

1. 自治権と主権とを区別して又批判

「~~自治権~~」
= 若同一ト見ケル。ト = 若ク区別スル者

トガマリ意見ノ悖趣ヲ判ラナイガ。 殊ニ「主権トイフ語ハ自治権ノ口家

維持権タルコトヲ併セザル時代 =

於ケル命名語 = 自治権カ

口家維持権タルコトヲ混得シタル

者ト見ラベカラザル語ナリトスル

根本的誤解代ノ説 = 同ガ如クナリ。

1. 自治権と主権と、区別及主権在何者

ノ可否ハ理論的討究 = 表示ナ

シテ方向ハス。以テ実質的意義ヲ

「~~自治権~~」ノ義、自治権及主権 = 固ニ意見

差違ノ意見ヲ檢訂スル = 結論 = 才行ノ軸ト

ト云フガ如ク、意見① = 自治

権在何者 = 是ハ此、此ノ義ハ

「~~自治権~~」在何者ト云フガ如ク、主権在何者ト云

フガ如ク、~~自治権~~ = 自治権在何者ト云フガ如ク、

主権在何者ト云フガ如ク、~~自治権~~ = 自治権在何者ト云フガ如ク、

主権在何者ト云フガ如ク、~~自治権~~ = 自治権在何者ト云フガ如ク、

主権在何者ト云フガ如ク、~~自治権~~ = 自治権在何者ト云フガ如ク、

Kyoto University

存在スルコト = 自治権、天皇親政

OPノ理念 = 大々修正ヲカケテ

平ルガハ、注目スベキヲアリ

「~~自治権~~」ガ、~~自治権~~ = 自治権

憲法主義ノ、モト = 自治権、天皇親政、軍ナリ

修正 = トドマリ、新ニテ~~自治権~~ = 自治権

新憲法ト云フハ、トハ云ヒカスル

ソレハ、現在ノ世態ヲ善美 = 反映シテ

口家ノ新理念ヲ善美シテ中心ガ = 動力

「~~自治権~~」ガ、~~自治権~~ = 自治権

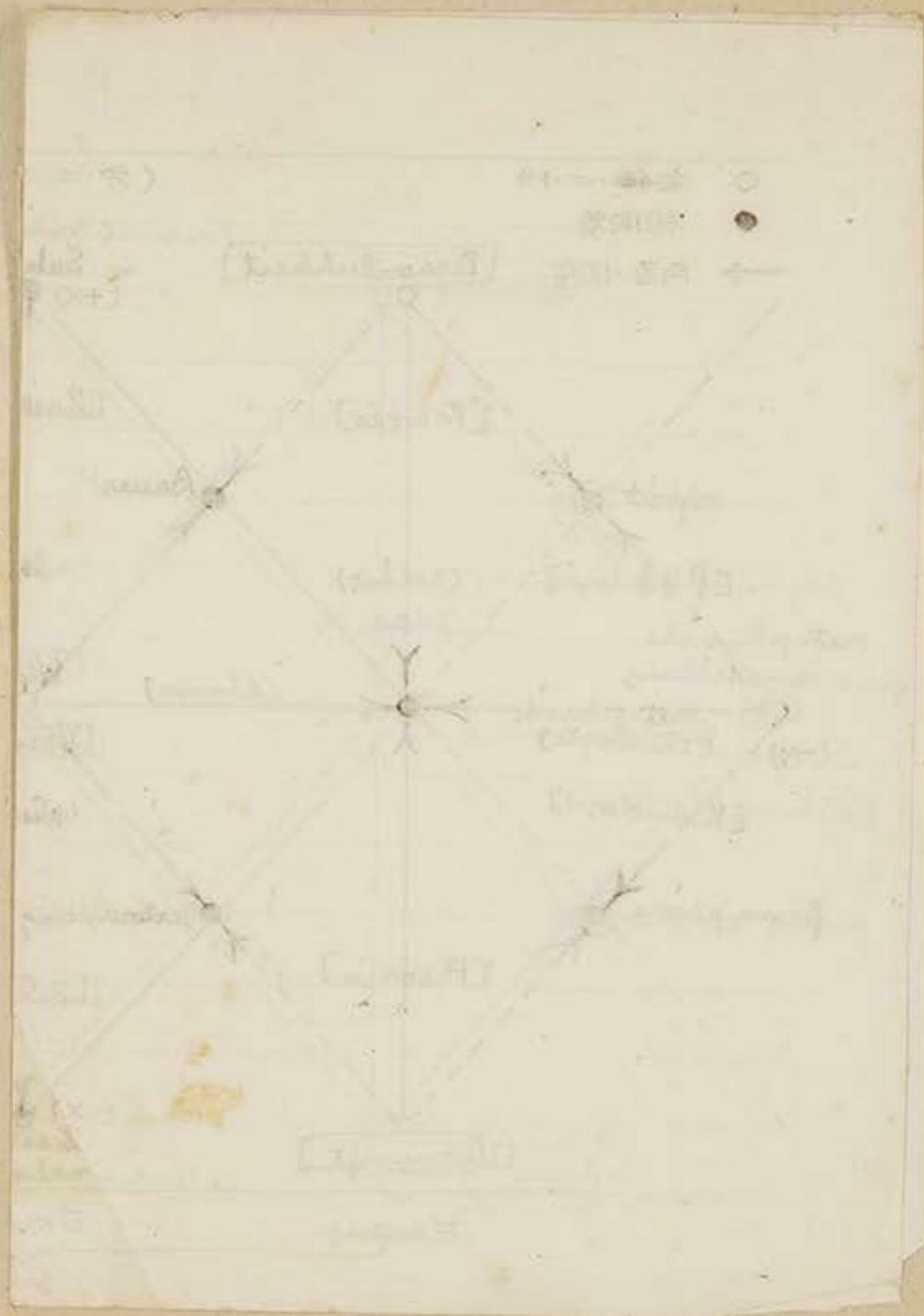
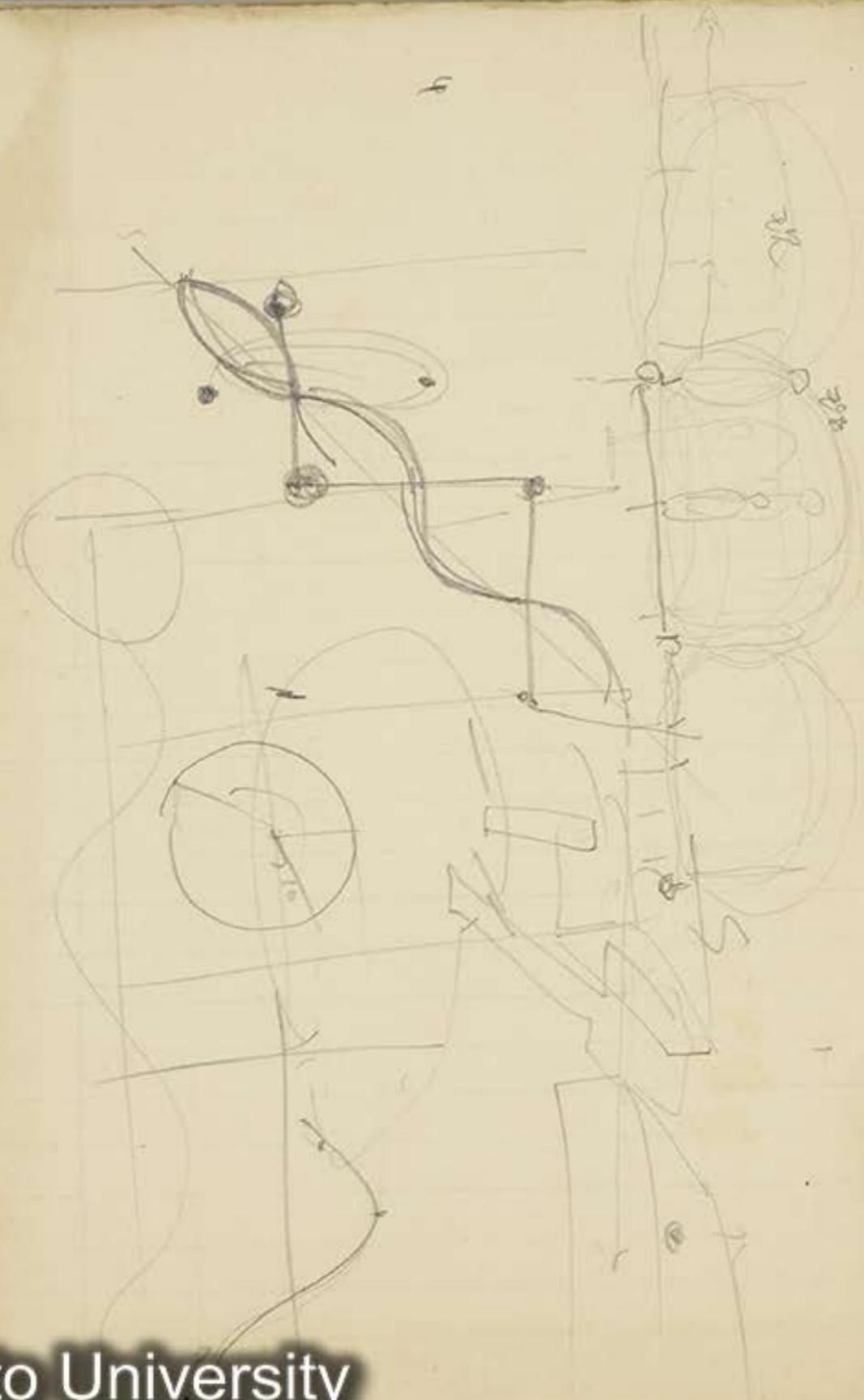
Kyoto University

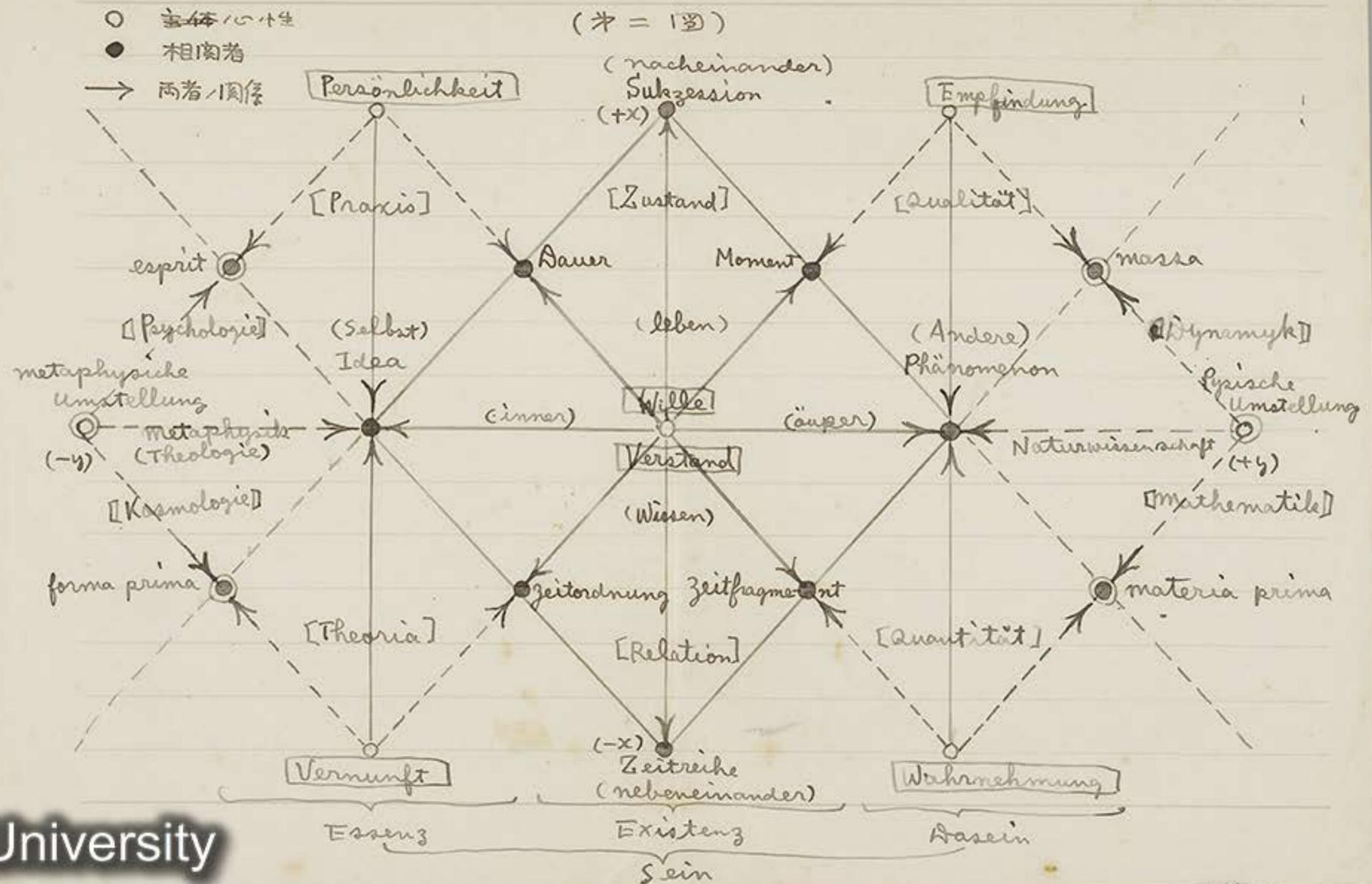


Kyoto University

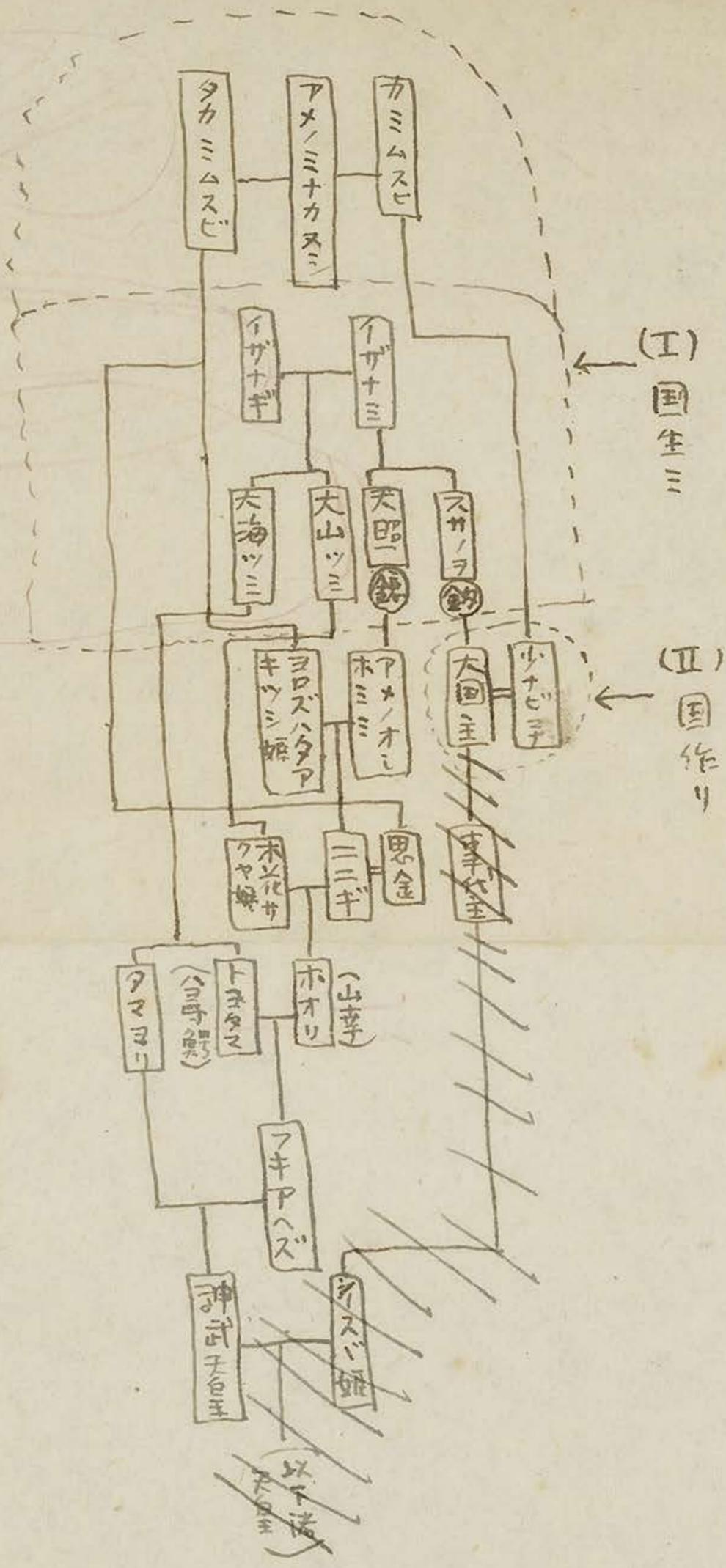


Kyoto University

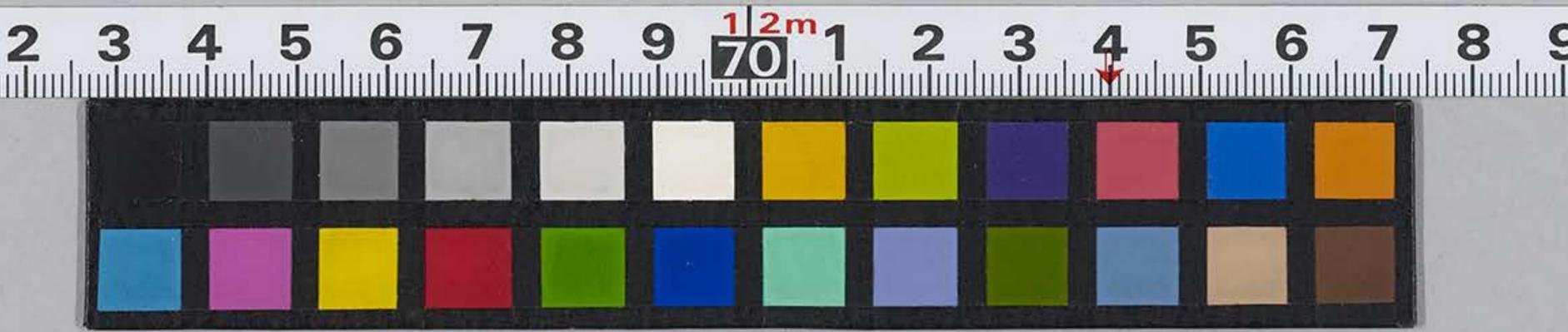




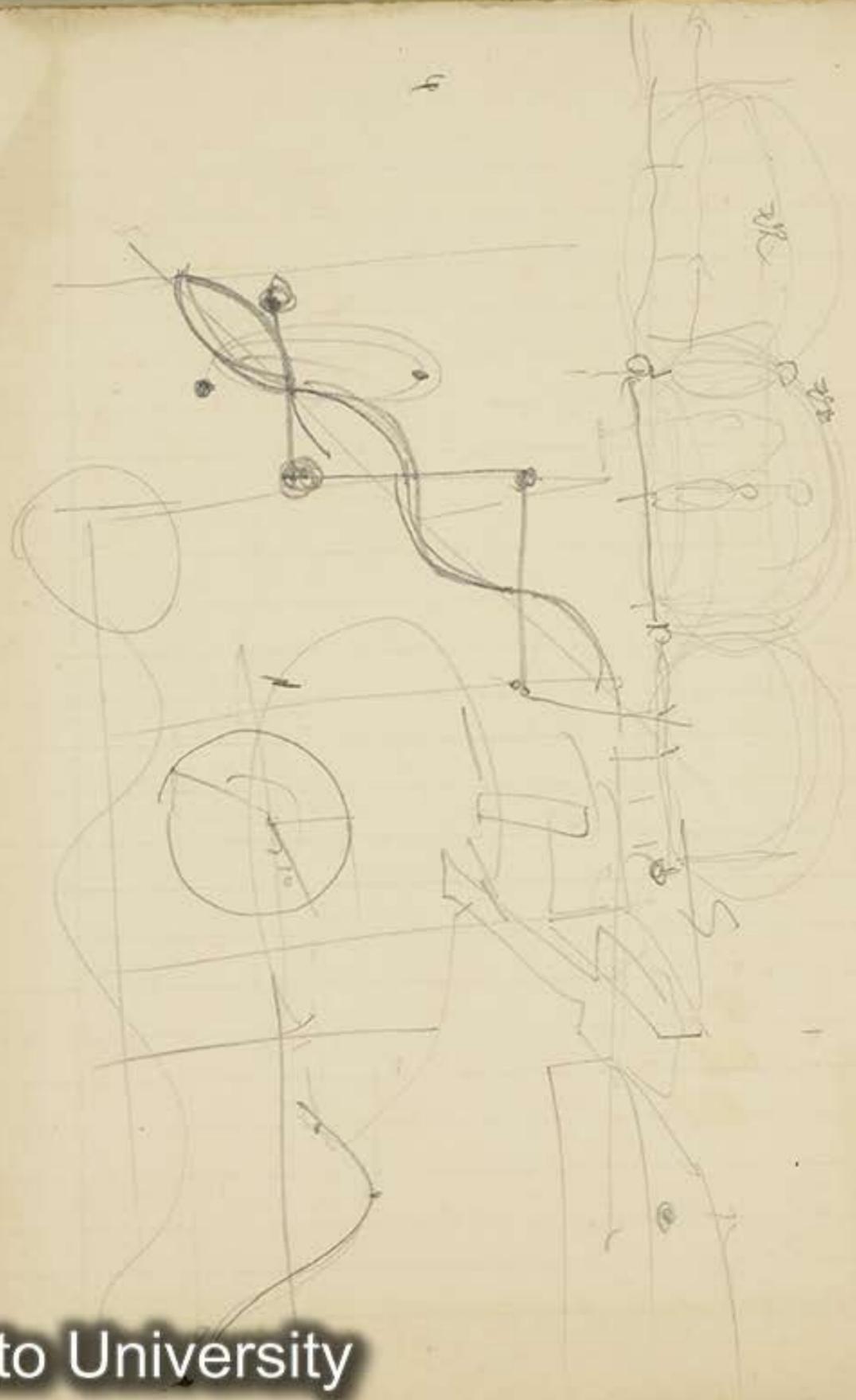
Kyoto University



Kyoto University



Kyoto University





Kyoto University

